

北海道社会福祉研究

第 42 号

〈2020 年度シンポジウム〉

「不安定化する「家族」——ソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤——」・・・1

編集規程・投稿規程・執筆要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

2022 年 3 月

日本社会福祉学会北海道地域ブロック

北海道社会福祉学会

「不安定化する「家族」 ―ソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤―」

I. シンポジウム趣旨

1. はじめに

ドメスティックバイオレンスや児童・高齢者・障害児者の虐待、ひきこもり、8050 問題など「家族」が抱える諸問題は現代社会において尽きることはない。一方で「家族」は、あたたかい愛着形成の場であったり、社会の荒波から家族が共に支え合うことで居場所や自己承認の場であったりする。

そのような「家族」と向き合うことが多いソーシャルワーカーらは、日々の実践のなかで「家族」をどのように捉えているのであろうか。また相談支援する側は、「家族」に何を期待し、ときにはどのようなことで失望するものであろうか。そのように考えればソーシャルワーク実践における個別化が強調される中、「家族」に対する期待と失望の二面性と葛藤が浮き彫りになってくる。

そこで本シンポジウムでは、「不安定化する「家族」―ソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤―」（仮）と題して、学術的・実践的な知見の双方から「家族」に迫っていきたい。社会福祉研究者や第一線のソーシャルワーカー各々の立場から議論を深めていく。そうすることでソーシャルワーク実践に共通する「家族（像）」と相違する「家族（像）」をつまびらかにしていき、不安定化する「家族」というものに言及していく。

・日時・場所

とき：2020 年 12 月 13 日（日） ところ： 本学会の zoom ミーティングにて

・主催・共催

主催 北海道社会福祉学会 日本社会福祉学会北海道地域ブロック

・シンポジスト・コメンテーター・コーディネーター（敬称略）

シンポジスト：長濱 章雄（希望学園）

奥田 かおり（北海道医療大学）

田中 敦（NPO 法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク）

コメンテーター：藤原 里佐（北星学園大学短期大学部）

コーディネーター：松岡 是伸（北星学園大学）

2. シンポジウム プログラム

(敬称略)

時間	プログラム
13:30	受付開始
14:00～14:10	開会 開催挨拶 北海道社会福祉学会 会長 北海道医療大学 教授 大友 芳恵
14:10～14:20	シンポジウム趣旨説明 北海道社会福祉学会研究活動委員会
14:20～16:30	シンポジウム 「不安定化する家族—ソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤—」 14:20～14:50 シンポジスト報告① 「相談支援と家族の思いに対する葛藤」 長濱 章雄 (希望学園) 14:50～15:20 シンポジスト報告② 「不安定化する家族に当事者研究で家族ミーティング」 奥田 かおり (北海道医療大学) 15:20～15:50 シンポジスト報告③ 「公設民営の居場所「よりどころ」—行政がバックアップし当事者団体が支援団体と協働する取り組み—」 田中 敦 (NPO 法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク) 15:50～16:00 休憩 16:00～16:30 コメント・総合討論・質疑応答等 コメンテーター 藤原 里佐 (北星学園大学短期大学部) コーディネーター 松岡 是伸 (北星学園大学)
16:30～16:40	閉会 閉会挨拶 北海道社会福祉学会 研究担当理事 北海道医療大学 講師 中田 雅美

3. シンポジウム趣旨説明

本学会シンポジウムでは、「不安定化する「家族」ーソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤ー」というテーマに掲げ、ソーシャルワーカーという立ち位置から家族について考えいく。その意図は、日々の実践においてソーシャルワーカーが「家族」をどのように捉えているのか、またはどのように家族と向き合っているのかという単純な問いからスタートしている。

現代社会において家族は、さまざまな問題に直面している。例えば、ひとり親家庭の貧困や家庭内暴力、親なきあとの子ども養育の問題、ひきこもり、老々介護、8050問題等である。家族にまつわる問題や課題は、家族の数だけあるといってもよいかもしれない。しかしその一方で、家族は、愛着形成や居場所、安心・安全を提供する場ともなっている。個人は家族のなかで生まれ、成長している人もいることも確かである。

このような揺らぐ家族をふくめてソーシャルワーカーは、当事者への相談支援にあたってきた。ソーシャルワーカーは、日々との実践のなかで家族の協力を期待しつつも、家族から拒否される場合もある。ときに当事者本人の将来を共に考える中で、家族の存在が当事者本人の自立や生きることを阻害している場合もあるであろう。反面、相談支援に対して家族が惜しめない協力を得られる場合もあるであろう。ソーシャルワーカーたちは、このような家族に対してどのような思いや葛藤を抱いているのだろうか。それを本シンポジウムのサブタイトルに込めた（ーソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤ー）。

そこで本シンポジウムでは、この間、2回ほどの打ち合わせの機会を設け、準備してきた結果、各シンポジストの報告では、日々の実践を中心した報告をお願いすることとした。それは本シンポジウムの各シンポジストの日々との実践的取り組みから議論をスタートさせ、そこにコメンテーターのコメントやディスカッションを交えることで、シンポジウムの試みや意図に到達しようと考えた。

各報告やディスカッションを通じて、各学会会員や一般参加者の一人ひとりが、ソーシャルワーカーの抱く「家族（像）」というものをあらためて問うてみる機会となればと考えている。

4. シンポジスト等 紹介

○シンポジスト

長濱章雄（ナガハマ アキオ）

- ・出身：旭川市
- ・所属：障害者支援施設 希望学園 支援課長 サービス管理責任者
- ・最終学歴：九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科 修了
- ・主な著書・論文等：「知的障害者の入所施設の在り方に関する一 考察—最重度知的障害者の自己決定と社会参加を支える専門性—」『最新社会福祉学研究』第9号（2014） / 「最重度知的障害者の意思決定支援に関する一考察—外出へのフェルト・ニード把握に関する支援者間の相違について—」『最新社会福祉学研究』第10号（2015） / 「相談援助技術の向上に資する実習プログラムの構造化」『ソーシャルワーカー』18号（2019）



○メッセージ○

障害者分野におけるソーシャルワーク業務を通して体験してきたことを少しでもお伝えできれば幸いです。

○シンポジスト

奥田 かおり（オクダ カオリ）

- ・出身：小樽市
- ・現職：北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 精神保健福祉学講座 講師
札幌市若者支援者総合センター 非常勤相談員
母子生活支援施設すずらん 非常勤カウンセラー
- ・最終学歴：Columbia School of Social Work, Master of Social work
- ・主な著書・論文等：「米国ニューヨーク州、ニューヨーク市児童福祉局でのトレーニングに関する研究」（pp. 285-289）平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究所事業）報告書（2003） / ワールドリンク LINK70 「世界中のソーシャルワーカーが集った」スウェーデン・ストックホルム「ソーシャルワークと社会開発、アクションとインパクト」こころの元気プラス, NPO 法人 地域精神保健福祉機構・コンボ（2013）



○シンポジスト

田中 敦（タナカ アツシ）

- ・出身：札幌市
- ・現職：特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク 理事長
- ・最終学歴：北星学園大学大学院文学研究科社会福祉学専攻修士課程修了
- ・主な著書・論文等：単著『苦労を分かち合い希望を見出すひきこもり支援—ひきこもり経験値を活かすピア・サポート』学苑社（2014） / 論文「手紙を活用したひきこもり地域拠点型アウトリーチ実践—広域な北海道におけるひきこもりピア・サポート活動を通して—」『社会福祉研究』第129号, 公益財団法人鉄道弘済会（2017） / 論文「居場所支援」『臨床心理学』第20巻第6号 特集：ひきこもり—就職氷河期からコロナウイルス時代を見据えた全世代型支援』金剛出版（2020） 等多数



○メッセージ○

不登校ひきこもり経験者として1999年9月1日に当NPOを設立。20年以上にわたりひきこもり当事者主体による実践活動を続けています。2018年6月から札幌市の委託を受け当事者団体である当NPOが札幌市ひきこもり地域支援センターと協働して公設民営の居場所「よりどころ」を運営する全国的に珍しい実践活動をしています。本日はその取り組みから報告いたします。

○コメンテーター

藤原 里佐（フジワラ リサ）

- ・出身：札幌市
- ・所属：北星学園大学短期大学部生活創造学科 教授
- ・最終学歴：北海道大学大学院教育学研究科教育学博士課程 修了
- ・主な著書・論文等：『重度障害児家族の生活ケアする母親 とジェンダー』明石書店(2006) / 「障害児家族の困難と支援の方向性」『障害者問題研究』42(4), 全国障害者問題研究会(2015) / 「発達障害児者家族への支援 ―障害概念の揺らぎと障害観―」『ソーシャルワーク研究』44-4, 相川書房 (2019)



○メッセージ○

「家族の多様性」が実態として進み、社会的認知も広がってきていると言われていたのですが、社会福祉に関わる私たちは本当にそれを尊重しているのか。当事者を前に、「あるべき家族像」を自分自身が描いていることにハッとすることがあります。家族規範から離れることが家族を大事にすることでもある・・・という点を少しでも共有できればと思います、本企画に参加します！

○コーディネーター

松岡 是伸（マツオカ ヨシノブ）

- ・出身：函館市
- ・所属：北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科 准教授
- ・最終学歴：日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程 修了
- ・主な著書・論文：過疎積雪寒冷地域における地域住民の生活実態と社会関係資本に関する研究『助成研究論文集（北海道開発協会）』（2015） / 「地方自治体における福祉的貨幣貸付制度の利用状況と生活困窮の実態」名寄市立大学紀要第11号（2017）



○メッセージ○

ソーシャルワーカーからみた“家族”という、ある意味で挑戦的なテーマを掲げました。シンポジストやコメンテーター、そして参加者のみなさまと一っしょに“家族”について考えていけたらと思っています。

Ⅱ. シンポジウム 「不安定化する「家族」 ―ソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤―

1. シンポジウム趣旨説明・シンポジスト報告

松岡氏：それでは、不安定化する家族ということでシンポジウムをはじめていきたいと思います。開催にあたりまして、本学会会長の犬友芳恵よりご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

犬友芳恵会長（北海道医療大学）：皆さん、こんにちは。今年度の北海道社会福祉学会の会長を担わせていただいております。北海道医療大学の犬友でございます。今日は皆さん、12月師走に入りまして、大変ご多忙な中で、本シンポジウムにご参加いただきまして誠にありがとうございます。このシンポジウムは、前年度の会長でありました中村和彦会長（北星学園大学）の時代から、この「家族」という問題をテーマに据えて、是非、道内のあるいは道外の会員の皆様も含めて、しっかりと研究をしていく、あるいは議論を今また改めてこの時代に家族を問うといったような意味でですね、研究をしていくという意義が非常にあるのだというようなことで、前年度開催を予定しておりましたシンポジウムです。如何せん、このコロナ禍の状況の中で、前年度開催を断念せざるを得ない状況でありましたけれども、今年度はですね、前年度の同じテーマで、是非同じ問題意識を持って、再度このシンポジウムを開催していくべきだといったようなところを、役員会等でも確認をいたしまして、また再度、今年度も「不安定化する家族」というテーマでシンポジウムを開催させていただく運びとなりました。

つきましてはシンポジストの各先生方におかれましては、前年度から是非にと言いつつ、途中断念するというようなことがございまして、またこちらが都合よく今年度も是非にとお願いをいたしましたところ、大変、快くご快諾いただきまして、本日、なんとか開催の運びに至りました。このことにつきましても是非、改めまして感謝と御礼の言葉を申し上げたいと思います。ありがとうございました。それから役員の理事の先生方も継続的にこのテーマに取り組んでということで、ありがとうございます。それでは、是非本シンポジウム、皆さんにとって有益な研究の機会になりますことを祈念いたしまして、会長のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

松岡氏：犬友会長、ありがとうございました。それでは大会の趣旨説明に入っていきたいと思います。まず、大会の趣旨説明といたしまして、配布資料の方をご覧ください。

本シンポジウムは、「不安定化する家族」というテーマに掲げて、ソーシャルワーカーという立場から家族について考えていきたいというのが出発点になります。その意図としては、日々の実践において、ソーシャルワーカーが家族をどのように捉えているか、またはどう家族と向き合っているかというような、本当に単純な問いからスタートしました。一昨年から企画を立てて犬友会長のご挨拶にもありましたように、昨年コロナで延期になりましたけれども、今回の開催にこぎつけることができました。また資料のほうに戻りますが、現代社会において家族は、様々な問題に直面していると思われます。例えば、ひとり親家庭の貧困、DVも含めた暴力、親亡き後の子供の療育の問題、ひきこもり、老老介護、8050問題など、家族にまつわる問題や課題は、簡単にいうと家族の数だけあると言ってもよいのかもしれない。

しかし、一方で家族は愛着形成の場や、居場所、安心安全を提供する場所ともなっています。個人は家族の中で生まれ、成長していく人もいますということは確かです。このような、あえて揺らぐ家族を含めてソーシャルワーカーは当事者への支援にあたっています。そのソーシャルワーカーたちは、日々の実践の中で家族と協力、家族の協力を期待しつつも家族から拒否される場合などもあります。時として、当事者本人の将来を共に考える中で、家族の存在が、当事者本人の自立や生きることを阻害している場合もあるかと思っています。

反面、ソーシャルワーカーが提供する相談支援に対して、家族が惜しめない協力をしてくる場合もあるかと思っています。そうしたソーシャルワーカーたちが、このような家族に対してどのような思い、もしくは葛藤を抱いているかなどを含めて、このシンポジウムを通じて色々と検討していきたい、考えていきたい。そういう意味でサブタイトルに「ソーシャルワーカーの抱く家族像の二面性と葛藤」というふうなサブタイトルを掲げさせていただきました。

本シンポジウムに先立ちまして、シンポジウムの各先生と2回ほど、打ち合わせをさせていただきました。昨年度シンポジストを予定されておりました札幌大谷大学短期大学部の中澤香織先生がおられたところからすると、3回の打ち合わせをさせていただきました。中澤先生につきましては、校務多忙のため今年度の登壇は叶いませんでしたけれども、3回を検討する中で、シンポジウムの報告では、やはりご登壇される先生方の日々の実践を中心とした報告をお願いしていきたいなと思っています。

そのような各シンポジストの先生方の日々の実践的な取り組みから、今回のシンポジウムの議論をスタートさせて、コメンテーターの北星学園の藤原先生のコメント、そしてディスカッションパートでは、少し時間は予定よりも短くなっておりますけれども、ディスカッションを交えて、このシンポジウムの先ほどの単純な問いからソーシャルワーカーの家族に対する捉え方、もしくはどのように向き合っているかというところの意図に到達をしていきたいなと考えております。

各報告が、またディスカッションを通じて、今日ご参加されている皆様ですね、皆様と共にソーシャルワーカーの抱く家族像というものを、改めて問う機会になればと思っております。そのような趣旨で今回のシンポジウムのほうを開始、始めさせていただければなと思っている次第でございます。

それではですね、シンポジウム趣旨としましては、以上のような内容になります。ここから報告が3本ありますので、ご報告を聞いていただいて、後段のディスカッションパートに繋げていきたいなと思います。

ここで、シンポジストの方ご紹介させていただきます。シンポジストの先生には、一言ずついただければと思いますのでよろしくお願いします。まず北海道旭川市の希望学園で勤められております長濱章雄先生になります。一言いただければと思います。

長濱氏：旭川にあります障害者支援施設希望学園の長濱と言います。今日はよろしくお願いしますと思います。私のほうはですね、日頃ソーシャルワーク業務の中で体験してきたことをですね、いくつか事例的な形で、皆様方にお伝えできればと思っておりますので、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

松岡氏：ありがとうございます。それでは続きまして奥田かおり先生よろしくお願いします。

奥田氏：はい、皆さんこんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。私は北海道医療大学

でも勤務しているんですけども、発表の中でお伝えしますが、いくつか今まだ実践現場として関わらせていただいているところがあって、その中で私が感じてきていることを中心にお話させていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

松岡氏：ありがとうございます。では、田中敦先生、よろしくお願いします。

田中氏：はい、田中でございます。本日は私が長年、もう 20 年以上になりますか、取り組んできたひきこもりの実践活動を通した当事者支援とそれから家族支援というのをお話できればいいかなというふうに思っております。ひきこもりは 8050 問題に象徴されるように、非常に短期に終わる人もいれば、長期にわたってひきこもっている人方が非常に多くいるということが明らかになっています。当事者も苦しいですけれども、家族も非常に苦しい立場におかれているというところがありますので、そういったところを含めて、今日お話していくことができばなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

松岡氏：ありがとうございます。以上、シンポジストになります。ここからコメンテーターの藤原先生、よろしくお願いします。

藤原氏：はい。ご紹介いただきました北星短大の藤原と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。私が家族についてなにかコメントできる立場ではないんですが、ソーシャルワークのいろんな場面で、家族が出てくるときに、誰でもが家族について語れると。私にとっての家族とか、私の仕事で出会う家族というふうに語れるんですけども、それがどうしても相対化できなかったり、それぞれが思っている家族というのがありすぎるがゆえに、異なる家族に出会った時に戸惑ったり、うまく支援の方向が見えないということが実践の中ではあるのではないかとということを想定しつつ、今日私自身もまず、シンポジストの先生方のお話を色々学ばせていただきたいと思いますと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

松岡氏：ありがとうございます。コーディネーターの松岡と申します。改めてよろしくお願いいたします。家族を専門に研究しているわけではないんですけども、今回のシンポジウムに際しまして、皆様と一緒に考えていく機会にしていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。それではですね、最後に趣旨説明とシンポジスト紹介で、各報告に入る前に、簡単に今日のプログラムの内容をご説明させていただきます。これより第 1 報告といたしまして長濱先生、第 2 報告としまして奥田先生、第 3 報告として田中先生にご報告をさせていただきます。シンポジストの 3 つの報告で約 90 分を想定しております。その後、10 分ぐらい休憩時間を挟ませていただきまして、その後、16 時から再開で、藤原先生よりコメントをいただいて、ディスカッション、総合討論という形にしていきたいなと思っております。かなりディスカッションパートの時間が短いんですけども、もし時間が少しでもあるようでしたら、フロアの皆様と少しお話ができればなと考えております。

以上のようなプログラム内容で進めていきたいと考えております。それでは第 1 報告の時間も迫ってまいりましたので、第 1 報告のほうに早速入っていききたいと思います。第 1 報告はですね、長濱先生の「相談支援の家族への思いに対する葛藤」になります。それでは長濱先生よろしくお願いいたします。

2. シンポジスト報告

相談支援と家族の思いに対する葛藤

希望学園 長濱 章雄 氏

長濱氏：はい、よろしくお願いします。それでは資料に基づいて説明をしていきたいと思います。相談支援と家族の思いに対する葛藤ということで、ソーシャルワーク業務を行っている中で、色々と家族の協力を求めたりとかで、家族にお話をすることがありますので、そういった中から感じることをお伝えすることができればと思っております。

せっかくですから、希望学園の紹介を盛り込みながら話を進めていくことができればと思います。私のところは障害者支援施設ということで、現在は大人の方が生活をされているのですけれども、こちらのほうに書きましたように、希望学園が開設しましたのが昭和45年、それから平成28年3月までが児童施設ということですので、ここまでの50年間のほとんどが児童施設としての歴史があります。こちらの写真のほう見ていただくとわかりますけれども、希望学園と第二希望学園が併設したような建物の形になっております。私はこちらの希望学園のほうで勤めさせていただいておまして、こちら見ていただきますと、施設入所支援、生活介護と関わっている方は一緒ですけれども、40名定員。そして短期入所が2名という認可を受けております。

こちらに線を引かせていただいたのは、今回お話を進める中で、施設入所支援、施設を入所されてる中における家族を含めた相談、それから短期入所の相談ですね。ですから、当事者が在宅生活を送っている中において相談という形をとっている、それぞれのほうからですね、少しお話ができればと思っております。下のほう（スライド2枚目下段）は、学園の理念として書かせていただきました。今、希望学園を利用されている方が37名です。こちら定員より少ないんですけれども、年々ですね、定員を縮小してきておまして、現在も定員の縮小をかけておりますので、このように少し定員よりは実人数が下がっております。重度の方が5名、最重度という判定を受けている方が32名。現在の障害者支援区分のほうに照らし合わせますと、区分5の方が5名、そして区分6の方が32名ということですから、非常に障害的には重たいという状況となっております。

こちらの写真は、開設された時の、周囲にまだ何もなかった頃の学園の近辺の様子を載せてさせていただきました。現在、学園で取り組ん

相談支援と家族の思いに対する葛藤



北海道社会福祉学会
令和2年12月13日（日）
希望学園 長濱章雄

障害者支援施設 希望学園の紹介

定員	施設入所支援	40名
	生活介護	40名
	短期入所	2名

希望学園は、昭和45年の開設から平成28年3月まで、児童施設としての歴史があります。

理念

それぞれの社会的自立に向かい、必要な支援を受け、個人としての尊厳にふさわしい社会生活の営みをめざし、意思決定能力の育成・形成・発達を促進する



希望学園利用者の現状

現員37名	重度者5名	最重度者32名
障害支援区分	区分5=5名	区分6=32名



でいる取り組みとしてですね、このような形で施設入所支援と、生活介護いう2つのサービスを提供するというを中心、入所されてる方にサービス提供をしてますけれども、その中で総合的な支援、取り組みということで、生活環境、それから働く環境、まあこれはもう今、大人の方ばかりということですので働く環境ですけれども、以前の児童施設の頃でしたら、こちらは教育の環境ということを入れることもありましたが現在では働く環境、そして余暇環境、この3つを総合的に提供することで新しい生活へそれぞれ進んでいくことをできるようにと、そういったことを意識しております。

こちらの余暇環境を少し強調させていただいたのは、生活環境や働く環境の方に重きがおかれて、余暇がですね、計画に沿った形で十分な提供がされないということも起こり得るということがあります。時にはですね、この余暇というものを、余った時間の中でというような、そういう消極的な捉え方がされるということもありますので、そういったことでは総合的なサービス提供というものには繋がらないということで、こちらに重きを置くことを意識して計画を立てたり、相談を行っているというところがあります。

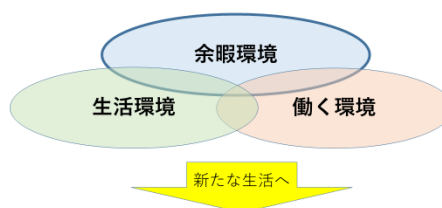
こちらは、日中の生活介護としての取り組みなんですけれども、こちらの日中の方の取り組みについてもですね、少しでも個人のニーズに合った形でということで、数が比較的多いのかなと。このように木工、園芸、陶芸というような形で8つの活動を展開するようにしております。ただ、やはり数が多いということでは個人の細かいニーズに合わせやすくなってくるんですけども、なかなか日々これだけの数を展開させるということがだんだん難しいというようなところも出てきておりまして、活動班どうしが共に取り組むということも含めて、これから先の変化に繋がっていく段階になってきております。

先ほど、余暇のお話をしましたけれども、社会参加という意味で、それぞれの方がいろんな目的を持って、そして人と出会って人と関係を作る、そういったことを目的の社会参加というものに取り組んでおります。

こちらは毎年行われている希望学園の社会参加です。このようないろんな外出ということになりますけれども、大体月平均で60、70回ぐらい、年平均は800回程度、というように形で計画が出されております。

希望学園における生活を広げる取り組み

施設入所支援 + 生活介護 において求める総合的な視点



生活介護（日中活動を主として）



余暇（社会参加）の取り組み



ただ今年度は、皆様方も色々ご苦労されていると思いますけれども、コロナ禍の影響ということで非常に制限をされていて、利用されている方には色々のご心配、ご苦労をかけている状況になっております。こちらが、昨年度色々とお出かけている中からの一部抜粋です。ボウリングをしたりとか、こちらは定山溪で行われている河童ウォーク、ウォーキング大会ですね。ルスツとか、パチンコですとか、これは札幌のイルミネーションですか、あとはワカサギ釣りですとか…。そんなようなことをですね、色々取り組んでいるということで、社会体験を重ねていくことによってそれぞれの方が自分の行きたい方向性を示しながら次の目標、夢に向かって進んでいくということを大切にするようにしております。

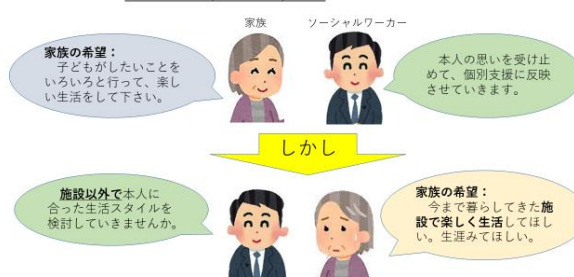
このような学園の取り組みというのは、それぞれのご家族の思いと一致するところがあります。このように、家族の希望としまして、子供、もう大人ですけど親にしてみたらまだ子供ということですけども、子供がしたいことを色々行っていて、楽しい生活をしてくださいという家族からの要望というものが色々出てまいります。ですから、私のほうとしまして、本人の思いを受け止めて、それを計画に反映させていくというような、そういった考え方を前面に出しているわけです。ただ、そここのところで、その生活が施設から外に広がるというような形になった場合…。例えば、私のほうで、施設以外で本人に合った生活スタイルを検討していきませんか、というそういう提案をしていくとですね、家族からは、今まで暮らしてきた施設で楽しく生活してほしいと、更に施設を出ることなく、生涯見ていってほしい、そういったような思いが、こういう施設以外の生活スタイルの検討を求めたりとかすると、出てきやすいというところがあります。

ただ、家族の思いとは別に、当事者たちはですね、いろんな形で買い物をしたり、余暇の中の娯楽を楽しんだりする、そういった中からいろんな力、自信をつけてくるわけです。ですからこれはグループホームに入れた1人の利用者さんですけども、この方はですね、自分からこのように、「私、アパートで暮らすよ。」って思いを出してくるわけです。その中の気持ちとしては、私は色々な経験をしてきたので、私はアパートで一人暮らしができる。そういう強い思いを出してくるわけです。ですから、先ほどのような社会参加というようなところの取り組みが自信となって現れてきやすいと。そういった時には、それに合わせた個別支援というもので進めていくというようなことを私のほうで行ってお

余暇を楽しむ（情報提供と意思決定）



生活の広がり（豊かさ）は親の思いと一致する



生活の広がりが生み出す効果 Bさん「私、アパートで暮らすよ」



総合的な視点で相談支援・生活全般への支援を行うことで、主体性の高い生活の広がりにつながっていく

ります。概ね、現在施設から出て新しい生活に進むという場合は、このようにグループホームの移行というものが中心となってきます。いろんな施設対象の選択肢はあるとは思われますけれども、概ね家庭に戻るという選択はほとんどありませんので、グループホームの役割は非常に大きいと言えるかと思います。

いろいろな方がですね、このようにグループホームで生活をして、仕事をしたいです、というようなことを述べられています。たくさん利用者さんの気持ちというのも見られるわけですから、家族への地域移行確認というアンケートを取って見たことがあります。アンケートは、グループホーム等を利用した生活に対する家族の思いになります。この時は第二希望学園の方も含めて 80 家庭を対象としてアンケートを行いました。

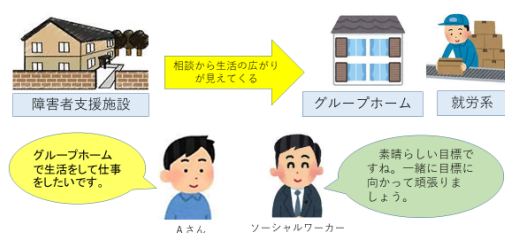
その結果としましてはこちらにある通り、地域移行を考えてみたいという方が 3 家庭、それ以外については、やはり心配だから反対というような、そういった形になっておりました。アンケート以外にも、地域移行の啓発ビデオ鑑賞、色々と作られて

いるグループホームで生活している様子のビデオですね。そういったものを家族の会の集まりだとかの時に見ていただいて、そして職員と家族との意見交換、そんなような形も取り組んでみました。ただやはり啓発ビデオのほうの鑑賞ですと、こちらにあるような、「うちの子と全然違うじゃない」って、「こんなようなグループホームの移行はうちの子には無理」というような意見が多かったかなと。ビデオでは、日中の仕事から帰ってきた時に、色々と自立した生活というものが紹介されているということもありましたので、若干難しさを感じ、逆に施設の中で生活しているほうが子供にとっては安全、そして家族にとっては安心という、そういうような反応に繋がりがやすかったかなと、そんなふうに思っております。

少し児童施設の歴史を入れたんですけれども、先ほど紹介しましたように、希望学園は長きにわたり児童施設として展開してきましたけれども、歴史的に見るとですね、児童福祉法が昭和 22 年にできたことによって、それまで民間の取り組みだった施設が公的な機関ということになりましてどんどんどんどん施設が増えてきたというのが歴史的に見て取れるんですけれども、戦後においては 16 施設、それが昭和 32 年の段階で見ますと施設数が 91 というような形ですごく広がってきました。そういう施設に入所するというニーズを見ていきますと、1、2、3 と書いていきましたけれども、なかなかこう家族的な部分のですね、療育の難しさっていうところがあったり、社会が少しずつ変化していって、それまで中軽度

施設からグループホーム移行

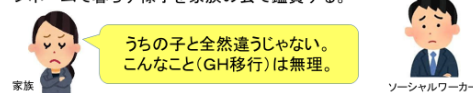
施設を退所する際の選択肢としての役割は大きい



家族への地域移行の確認

- ①アンケート調査
施設退所・グループホーム等を利用した生活への家族の希望
アンケート対象者 80家庭
3家庭 地域移行を考えてみたい 他 反対(心配)

- ②地域移行啓発ビデオ鑑賞・意見交換会
グループホームで暮らす様子を家族の会で鑑賞する。



知的障害児施設の発展

昭和22年の児童福祉法による公的な役割

昭和23年時の精神薄弱児(知的障害児)施設 16施設、定員945人
昭和32年 施設数91 定員数5565人に増加。

社会的ニーズの理由

- ①家族主義の崩壊による核家族化現象が家族集団の小規模化を作り出し、地域住民の共同社会的意識を喪失させ、家族や近隣の相互扶助的精神が失われ、親の力だけでは、知的障害である子を社会的、経済的、肉体的、精神的に養育できなくなった。
- ②高度学歴化社会の中で職業的自立に不適應を起こす知的障害児の増加。
- ③地域に重度知的障害児を受け入れ可能な学校がないため、施設を学校の代替的、補充的役割を持ったものとして期待するようになった。

の知的障害の方でしたら生活が可能だったところが、世の中の変化、産業の発展等々から、社会生活が難しくなってくるというようなところもあります。

そして、重度知的障害児を受け入れる学校がないことから、施設が学校の代替的補完的役割を担ったというそういった期待も非常に強かったというのがあります、希望学園もまさにそういったような役割を持っておりましたから、このような形で、義務教育の猶予や免除の対象とされた方々が、学園の中で教育を受ける、というそういったような時代からスタートしていましたから、

家族にしてみるとですね、その役割というのが非常に大きかったというのがあります。ですから、当時の希望学園に入所される方の平均年齢というのが大体 6 歳とか 7 歳とか修学前、もしくは修学時期というような時に入所されるわけです。そういったような現状がありましたから、家族にとって施設の存在意識が非常に大きいというところが見てとることができます。そしていろんな形で入所されてくるんですけども、中には家族が病気になって入院をするということで一時的に入所したというケースもいくつかあります。

ただ、子供がですね、施設に入るといことで、家庭からその子供がいなくなるとですね、ここに書きましたように、苦労と混乱が一応解決して物理的、そして心理的に再構築されてしまうと…家族の形態がです。それだけ、収容施設というものが家族介護の限界に対するセーフティネットであるといところがあるところがあります。そして、例えば昭和 35 年に知的障害者の法律のできる前でしたら、20 歳を過ぎてしまいますと、児童施設として生活、利用することができなくなって、家庭に帰るといケースも出てくるわけなんです、そういった中からこう…新しい家族としてのスタートを切ることができなくて、将来の生活に不安を感じ親子心中といような事件も頻発したといようなことも見られております。それだけ、やはり家族が求めてきた施設の役割の大きさというのがあるといことになります。そのような現状から現在も色々と本人、当事者に向き合いながらソーシャルワーカーとしての取り組み、役割をしているわけなんですけれども、改めてまた家族との向き合いといところに戻っていきたいと思います。このように、本人がグループホーム等を含めて、新しい生活を希望してきたときに、これは今年グループホームを出られた方の家族とのやりとりなんですけれども、家族の方としてはずっと施設にいてほしいとそれを強く述べられてくるわけです。そして私のほうにも、あの子には絶対ダメだと、要するに施設にいなさいと言ってください。家族が反対しているんだからダメですというふうに私に言ってほしいと…。私のほうは、仮に A さんといことなんですけれども、「A さんの生活は A さんのものですよ」といことで色々とお話をするんですけども、やはり長年生活してきた施設に対する、もちろん信頼感をいただ

施設内における教育機能

義務教育は就学猶予・免除の対象とされたため、学園内で学習指導を受ける。



家族の思いvsソーシャルワーカーの相談支援



くということは非常に嬉しいことですが、やはり家族にとっての安心というものを施設に求めていると、そういった傾向があるので、なかなかうまく話を進めることができないということがあります。

本人の思いということで、色々と何度も何度も繰り返しお話をするわけです。その間にも、こちらでちょっとセリフを書きましたけれども、何回もですね、例えば私に「長濱さん、グループホームはまだですか」というふうに利用者さんに聞かれるということもあります。それですね、グループホームで生活をしたり、別の就労等々色々ありますから、そちらのほうで新しい仕事をするのが楽しみということがあります。それで例えばこのケースの場合は、何度も何度もですね、家族とお話をしたり、次のスライドにもあるのですが、現在の福祉制度を説明していくわけです。相談支援専門員という方がいて、その相談支援専門員と私のようなサービス管理責任者が連携をしている。そしてこちらにありますように、障害者総合支援法におけるサービスというものが色々な形でたくさんありまして、それが個人のニーズに合わせて提供、利用することができるというような、そういったようなことを繰り返しお話ししながら本人の思いを形にするようにしていくわけです。



ですから、このような制度になっておりますので、安心していろんな福祉サービスが利用できますよってところが、なかなか理解するのが難しいと、言っていることはまあわからなくはないんだけど、でもやはり施設にいてくれたほうが安心なんだけどっていうようなそういったような形になりやすいと…。ですからこのケースの場合はですね、本人の思いを、私のほうで相談の中から受け止めていきまして、この方は今年の春になんとか、コロナの関係で色々と今年になると進まないところもありましたけれども、春に施設を退所したんです。そこまで概ね足掛け2年ぐら家族の方とのやりとりがあったケースになります。やはり施設で暮らしている方の家族とのやりとり、思いを受け止めながら本人の気持ちを新しい生活に繋げるということに関しては、やはり難しいところになります。ただ家族の思いというものも非常に分かるわけですので、そこを家族の理解を抜きにして前へ進むということも難しいところです。なんとかそういう年数がかかったとしても家族と何度も繰り返し話をしていく中において、新しい生活に繋ぐことができたんですけども、この先ですね、まだいろんな地域移行支援を申請している方々が今も3人ほどいるんですけども、やはりもっと進まなくなってくる可能性っていうのはたくさんあるかなというふうに思います。

こちらはですね、短期入所を利用されている方ということで、在宅家族が抱える二面性という、そういった形で事例を出したんですけども、いろんな方が短期入所をされておりま

す。現在コロナが、非常に感染が広がっている時にはですね、受け入れられないという難しさが出てきているんですけども、例年ですと、年間通してですね、ほとんど2名の枠が埋まっているというような状況です。

そういった中でいろんな悩みを抱えているご家族が多い中で、相談をしながら話を聞いていきますと、非常に親としての役割の強さというのを感じていると。だけでも反面親としての限界を感じていると。ですから、子供を私が見ていかなければならないんだと、そういった強い思いを出しながらも、精神的にも肉体的にもとても疲れているという本音の部分ですね。そうい

ったのが聞かれたり、もしくは母親に変わって父親のほうで、うちの妻のほうはもう限界にきているというようなそういった気持ちを述べられるというようなこともあります。ですから、本来的に言えば、私のところは短期入所ということですから、レスパイトケアという意味合いになりますので、もっともっと幅広く福祉サービスの積極的な利用ということで、家族に強くのしかかっている責任の部分というのを軽減できるのではないかというふうに思うわけです。

しかし、たくさん利用されている方の中にはですね、他の短期入所以外のところに全然繋がらないという方がいます。学校教育とも繋がっていない。生活介護だとか就労という日中のサービスのほうとも繋がっていない。そして短期入所のほうに重きをおいて少しでも多く利用したい、そうした気持ちを出してくるわけです。現在は短期入所の利用量が月31日という方がたくさん契約されてますので、利用しようとするそのまま何ヶ月でも…って、そういう極端な利用にもなってくるんですけども、ただこちらのほうとして、何度もケース会議、カンファレンスを開催していく中で、やはり子供が生活を広げながらどんどんどんどん社会体験、そういったものを踏まえて力をつけていくということを考えますと、学校教育と繋がってほしい、ですとか、生活介護もしくは就労といったような日中のその人に合ったサービスを正しく必要に応じて利用していただきたいといった気持ちで、色々お話をすることがありますけれども、なかなかそういったことに繋がらない。で、子供の生活のほとんどが家庭になっているということですね。外に出ることも少ない、外に出るというのはイコールこの短期入所事業を受けるという、そこに重きをおいている家族というのがあります。

在宅家族が抱える二面性

短期入所サービス利用における家族相談から見えるもの

○親としての役割がある



この子は私が見ていかなければならないんです。

精神的にも肉体的にもとても疲れています。

○親としての限界を感じる

医療・福祉サービスなどを積極的に利用することで親に片寄った責任を軽減できる

障害福祉サービスの利用につながらない

少しでも多く利用したいのですが・・・

他は特に考えていません。嫌がるし・・・

短期入所事業



学校教育

生活介護

就労継続

子どもの生活のほとんどが家庭になっている

等

こういったような家族の方は、相談支援専門員の方やもしくは過去に何回か利用されたことがある日中系のサービスの責任者、そういった方々を交えてお話をしてもですね、なかなか先に進まなくて、短期入所だけを3年4年という形で利用されている方も色々出てきているということころがあります。そういった中において如何に親子関係という中で、それぞれの距離感っていうものがあると思うんですけども、そのところをしっかりと新しい家族の構成という形で、子供は、どんどん、どんどん、大人になっていくわけですから、親という大人、そして子という大人、というそういった関係性を家族の中にも求めていきまして、適度な距離感というものに繋げることができればというそういった思いがあります。ただ、家族、親の方にしましたら、いつまでも子供は子供、そういった感覚が強いというの也有ります。その反面、子供のほうにしてみますと、大人になっていく自分と親との関係における葛藤というものがあるんです。身体障害の方等々、自分の気持ちを強く述べられる方でも、施設生活を長く続けていて、家族の方が亡くなったことで施設を退所すると家族の本当の気持ち、それまで家族に抑えられていた気持ちを出して、施設を出ていくと、そういったようなケースもたくさんあります。

そういったところからいくと、知的障害の方々も色々家族の意見を聞いているうちに、自分と親との関係に葛藤を持ってくるというような、そういったところも出てくるわけです。ですから、家族、親ですね、それと子供。そういった家族関係の中にそれぞれに生活があると、そしてそれぞれに適度な距離がある。そういったところを受け止めていただければ楽になれるケースが多いというところがあるかと思いますが。

そういった点でいきますと、それぞれの生活を構築していくという視点においては、今回お伝えした施設入所されているお子さんの家族、もしくは在宅で家族が養護している家族。いずれにしてもその基本は同じではないかというところが色々相談支援を通して感じるところであるというところなんです。それだけ、多様な家族のあり方というものがあるということになるわけです。ただ、家族の思いというのは本当に様々、色んなものがあると。そういったことに対して相談をするわけですが、その良し悪しというものは決められるわけではないというところがあります。ですから、在宅で共に暮らしていても、施設というところで生活して少し距離が離れていても、それぞれ全てが一つの家族の形態ということが言えるわけですから、本来は、そこに口を挟むという余地はなかなかないのかもしれない。それはソーシャルワークという専門職であっても難しいのかもしれないと。

ただ、希望学園が長い間児童施設として行ってきたということは、基本的に入所に対する時のきっかけというのは本人ではないと。家族の思いで入ってくるわけですから、施設入所している子供が自分の意思で施設を選ぶというケースはまずないと言っていいと思います。

それぞれに合った親子関係の距離

いつまでも「子ども」という感覚が強い親もいる。

反面、子どもは大人になっていく自分と親との関係における葛藤を感じる。

親と子どもそれぞれに生活があることで気持ちも楽になれるケースが多い。



それぞれの生活を構築する視点は、在宅・施設入所支援ともに基本は同じ

多様な家族のあり方

家族の思いは様々であり、良し悪しを決められるものではない。

離れていても一つの家族形態であるならば、本来そこに口を挟む余地はないともいえる。

しかし、本人の最善の利益の優先がソーシャルワーカーの思いである。

これからの家族のあり方を考えるきっかけを提供することが望まれる。



そういったところからいきますと、このように本人の最善の利益優先というものがですね、私が相談をしている中では非常に感じる場所というのがあります。そういったことで、これからの家族のあり方を考えるきっかけということをですね、先ほど説明したこの福祉制度のことですけれども、このようなことを家族に説明をしたりとかしながらですね、家族のあり方というもの、一緒に暮らしている家族、離れている家族、いずれにしても家族という形がありますので、その家族の形を共に、共にというのはご家族本人がですね、心地よい、適度な距離感の関係ということで、構築することができれば、ということを考えて、今も相談支援を行っているということになります。このような事例を通してですね、また皆さん方にも色々なご意見をいただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

松岡氏：はい、ご報告ありがとうございました。施設ケアを通じてですね、ソーシャルワーク実践として、親としての限界、責任だとかですね。あと親子間の距離の取り方どうするかというのが見えてきたかと思います。後段のディスカッションパートに是非繋げていきたいなと考えているところです。どうもありがとうございました。

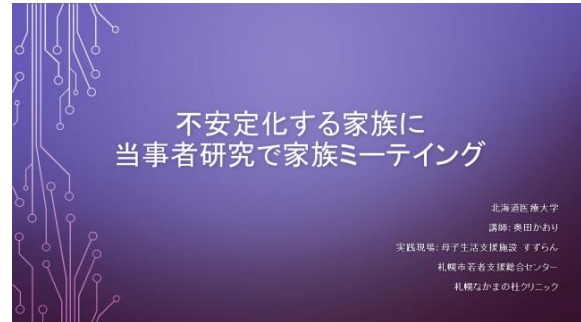
長濱氏：ありがとうございます。

松岡氏：それではですね、次のプログラムに移りたいと思いますが、シンポジウムの第2報告といたしまして、奥田かおり先生の「不安定化する家族に当事者研究で家族ミーティング」というふうなパートに入っていきたいと思います。それでは奥田先生よろしく願いいたします。

「不安定化する家族に当事者研究で家族ミーティング」

北海道医療大学 奥田 かおり 氏

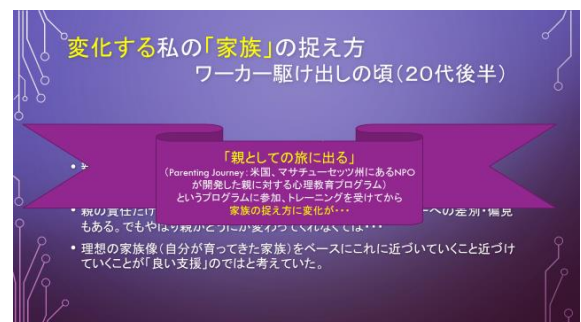
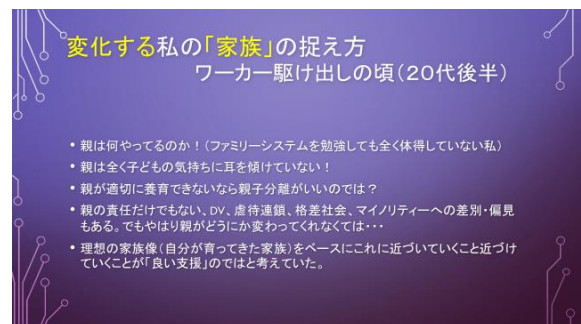
奥田氏：皆様、改めまして、こんにちは。北海道医療大学の奥田かおりと申します。今日はこういう家族に関しての、学会にお招きいただき本当にありがとうございます。私は8年ほど前から、北海道医療大学で精神保健福祉士の養成に関わってきたのですが、どちらかと言いますと自分は研究者というより実践者ということで、自分を捉えてきまして、クライアントと常に、現場で一緒に考えて、ソーシャルワークを実践するということを志してきました。非常勤で、今画面にあるような実践現場で関わらせていただいていたのでどちらかと言う



と、個別の相談、家族の相談といったミクロの中での関わりを多くさせていただいています。

今日はその実践者としての私として、不安定化する家族とどう私は関わってきているのかということを発表させていただきたいと思います。皆様の先に送らせていただいた資料

にある通り、私のソーシャルワーカーの経験としましては、アメリカのニューヨーク市のスラム街からスタートしたというのがありまして、そこで児童虐待の防止活動でケースワーカーとして親子が分離されたところを再統合していくというような、そういうワーカーとして始まったんですけども、その頃はですね、大学院にまで行って学んで色々と勉強はしてんですが、なかなかその頃の私の家族の捉え方っていうのは今から考えると申し訳ないぐらいのソーシャルワーカーだったなと思います。今日はですね、日頃どう捉えてるかということで、私が駆け出しの頃どう過ごして、そして少し時間が経って、北海道医療大学に来て当事者研究というものに出会ったんですけども、長い間関わっている中で、家族に対する捉え方っていうのが私の中で変わったなっていうのが、今回この資料を作っている時に、つくづく振り返っていました。そういうことを少し発表させていただければなと思っております。



今日の参加者の中には、まだソーシャルワーカーになって間もない、あるいは学生さんとして聞かれている方がいるのかなと思ったんですけど、本当に駆け出しの頃の私は今の資料に出てくるような大変情けない、全くですね、私がワーカーになり始めた頃というのは、子供の声を聞きたいと思ってワーカーになっていたってことがあったので、大人のことも

んだ」とか、「親なのになんで療育ができないんだ」って、勉強は色々してたんですけども、どうしても親を責めるような…。社会の問題だということは頭で知りつつ、どうしても親のほうに良くないと思ってしまう自分がいたということが当初よく思っていたなというふうに振り返っています。それも一つに自分の中に自分の理想の家族みたいなものがあり、自分が育ってきた家族、あるいは自分が知っている家族をベースに捉えていて、それに近づくことが良い、良い家族に近づければいいんじゃないかっていうような本当に短絡的な考えで、ソーシャルワークをやっていた情けない時代だったなと思い出しています。

その中で、やはり多様な文化の中で私は仕事をしていて、そういう時に受けていたスーパービジョンなんかで、物事の捉え方というんですかね。人の考えはその時の時代の文化や社会のあり方が反映しているみたいなことを、すごくスーパーバイザーと共にですね、スーパーバイザーと一緒に働いていた仲間たちもですね、本当に多様な文化のバックグラウンドの人たちが多かったので、そこで気付かされることがあったっていうことと。

もう一つは、私が勤めていたところで、親としての旅に出るといっても素晴らしいですね、心理教育プログラムに参加できたことが、私の家族の捉え方に変化をもたらした大きな転機でした。このプログラムは今もアメリカではここに書いてるようにペアレンティングジャーニーっていうふうに呼ばれて、ペアレンティングジャーニーっていう施設、NPO団体がやっております。検索すると、このNPO団体が出てくるんですけども、ここでこのプログラムに出会って自分もですね、親としての旅に出るっていう12回のプログラムに参加しました。そうすると、その時はまだ親には自分自身が親にはなっていなかったんですが、この後、このプログラムを経験した後に自分も親になるということがあってから、ソーシャルワーク経験がそして10年ほど経つと、私の家族の捉え方っていうのが、今画面に出てるような、誰もが良い親になりたいと思ってるんだということだったり、親には親の生活、思いがあり、子には子の思い、それぞれの人生がありということを分かり始め、その思いをそれぞれ聞く必要があるなというふうに思い始めました。

そして親自身が、やはり自分のために何か取り組めることがあるほうがいいんじゃないかと、先程のペアレンティングジャーニーでも一番訴えるのは、親自身が自分のためにどんな方法で自分を癒せるかっていうことですね。毎回毎回話し合うっていうプログラムの一部がありまして、そういうことが本当に大事なんじゃないかっていうことを理解するようになってきたっていうのがこのソーシャルワーカーとして働き、10年ぐらい経った頃でした。その後、自分の家族もできたということで、海外も離れ日本に戻ってきて、しばらく自分の家族と一緒に過ごす、子供を育てる時間があった後で、ここに書いてる2012年ぐらいから、縁があって北海道医療大学で務めることになったんですけども、その後当事

最近の私の家族の捉え方と支援 当事者研究に出会ってから2012年以降

- どんな家族にも希望がある。特に絶望を体験している家族には希望がある。
- 家族の苦労も家族としての成長の肥やし、苦労、課題があることで家族の絆を深められる。(当事者研究的話し合いの場があれば、...)
- 家族全体の話を聞くこと(家族に起こっている現象を当事者研究により眺めること)で家族と一緒に的確なアセスメントができるようになってきた。
- 解決しようとしないう、できないことを認め、一緒に考え誰かに相談する。

私の家族の「捉え方」 ～自分も親になり SW経験10年ほど経って～

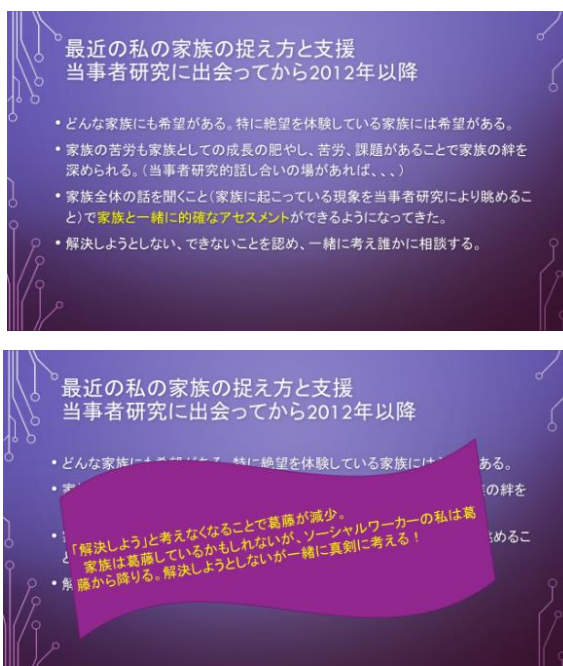
- 誰もがよい親になりたいと思っている。
- 親は親の思いがあり、子には子の思いがある。それぞれの思いを聞く必要がある。
- 親と子の人生は別物
- どのようなサポートがあると家族が幸せになるのか、そのために支援者が何をすべきなのか？

者研究に出会い考え方が変化しました。当事者研究に関しましてはこの後少し、また別途ご紹介しますが、何が変わったかと言うと、この当事者研究という手法でもなく、私は今、理念とか哲学とかっていうふうに紹介するところなんですけども、これに出会うことによって、私自身がどんな家族にも希望があるんじゃないかと、根拠のない自信みたいなものが湧いてくるっていうことがあり、それでも家族と一緒にこの当事者研究的対話っていうものをしながら、家族と関わることによって、家族と一緒に的確なアセスメントができてくる、家族も対話ができるようになってくるっていうことが見えてきたっていう私がいました。

何よりも、ここはまた私の発表の最後でもお伝えするところですけども、当事者研究をしていて一番、私が何ができるようになったかっていうと、解決しようとしなくていいか、解決を前向きに諦めるっていうんでしょうかね。ただそれだけだと何もしていないんじゃないかっていうふうになるのではなくて、一緒に家族と共に考えていくっていうことと、私も誰かに相談をして、私一人で何かしようとしなくていいっていうことを、よりこの当事者研究に出会ってから思うようになってきたっていうことを感じていました。それでですね、解決しようと考えなくなることで、葛藤というものがちょっと減少してきたっていうのが最近ふり返って思っています。

家族はすごく色々葛藤していたり、周りは葛藤しているかもしれないんですけど、その葛藤というところから私はおりたり、解決しようとはしないけれど、一緒に真剣にその家族のことは考える姿勢っていうのは大事にしてきました。私も少しここから事例を使って、どんな家族と今、当事者研究をやっているかということをお伝えしたいんですけども、最近私が出会った家族の共通に抱えている苦悩ってどんなことかなって振り返ってみたところ、家族間で大事な話ですね、考えていること感じていることが話せなくなっています。

それで現代の重要な私たちの道具であるスマートフォンでの LINE でチャットなどで、そういうところでは繋がってはいるんですけども、対面で話す機会はなく、またちょっと言葉を失っているというところが見受けられます。言葉を失っているっていうのは下にも書いた通り本当に思っていることを言えない。親は子供の前で弱音を吐いてはいけないと思っていて、特にお母さんたちは、私がしっかりしていないと、と思っていたりするんですが、一方で私が出会ってきたお母さんたちの中には、私がダメな親だからと自分をすごく責めているという状況もありました。



子供は子供で自分の気持ち、思いを聞いてもらいたいと思いながらも、この子供もまたすごく親に気を使って、迷惑かけてはいけな
いと、お母さんお父さんは一生懸命頑張っ
ているからと思い、声をかけられないという状
況もありました。そして一番最後が、よく見
受けられるところで、ここで当事者研究をも
って入っていくところの部分が多いんです

けれども、子供も親もですね、自分の思いを話し始めると怒りが湧き起こってきてですね、互いの話が聞けなくなっていくというようなコミュニケーションパターンに陥っている家族が多いなというふうに思っていました。これは昨年度の月間福祉の中でルーテル大学の福島先生が仰ったことなんですけども、課題を抱える家族のコミュニケーションパターンっていうのは、課題を抱えているほど必要以上に傷つけ合い挑発してしまうという関係性ができてしまっていることや、望み、相手に求めることが望みとして伝わらず、非難や攻撃の形で表現されていることが多いというふうに述べてらっしゃいました。

私もその出会った家族ですね、これから紹介しますけども、シングルマザーの A さん一家で、B 君ですね、学校に行けないと思っているのと、それに不登校と言って悩んでいるお母さんだったんですけども、お母さんはお母さんで以前は D V の関係もあって、自分自身もご自身も気分障害を持っていました。現在 B 君は 6 年生とその下に小学生の妹もいるんですけども、5 年生の時に不登校になって、5 年生の間はほとんど学校に行けなかったんですけども、現在は週に 2 回は通っているとのこと。B 君と私は彼が小学校の 3 年生ぐらいの時から関わってたんですけども、本当に明るく元気な子で、不登校になるような男のことは全く感じず、不登校の話を聞いた時は初めは私も驚いたんですけども、よくあるですね、すごく

こう、学校で嫌がらせをしてくる子がいて、ここに書かれているように B 君は、D 君に嫌なことをしてくるから学校に行きたくないと思っていて、お母さんはそれでも嫌なことをしてくるのはわかってるんだけど、先生たちも色々と気を遣っていただいて、「保健室でもいいから学校に行かないか」と、「学校へ行きなさい」という会話が、5 年生の行けなくなってきた頃から始まりました。なんですがこの会話がですね、ここに A 家流コミュニケーションパターンっていうことになってますが、学校へ行きたくないっていうふうに、行けない理由がですね、その D 君っていう別の子が色々ちょっかい出してくるからっていうことだったんですけど、その時はまあ分かりますよっていうふうにお母さんも共感的なことを

最近、私が出会った家族の抱える苦勞

- 家族間で大事な話(考えている事、感じている事)が話せない。ラインでチャットでも大事な話はしない。
- 話す機会がなく言葉を失っている。
- 親は子どもの前で「弱音を吐いてはいけない」と思っている。一方で「私がダメな親だから」と責める。
- 子どもは自分の気持ち、思いを「聞いてもらいたい」でも「迷惑かけてはいけない」と思っている。
- 子どもも親も自分の思いを話し始めると「怒り」が湧き上がり、互いの話は聞けなくなる。

負のコミュニケーションパターン

Aさん一家
学校に行けないBさん、不登校に悩む母

- シングルマザー(30代)
- 母: 気分障害 うつ
- 6年生B と1年生C
- 息子が5年生で不登校、5年生の間は行かない日が多かった、現在は週2回、通えている

B: 「Dくん、嫌なことしてくるから、学校行きたくない」
A: 「先生達もいろいろ気を使ってくれてるし、保健室でもいいから学校いかない?」

A家流
コミュニケーションパターン

示してたんですが、これはよくあることなんですけども、不登校になった時に、学校に休むんだけど、続けて休むことはわかっているんだけど電話をしなくてはいけないという、これは聞いたところによると学校にもよるらしいんですけども、行かなくても毎日学校にお休みしますと連絡することがお母さんはとても苦痛でした。

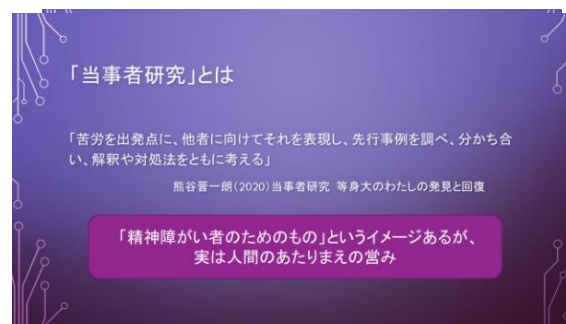
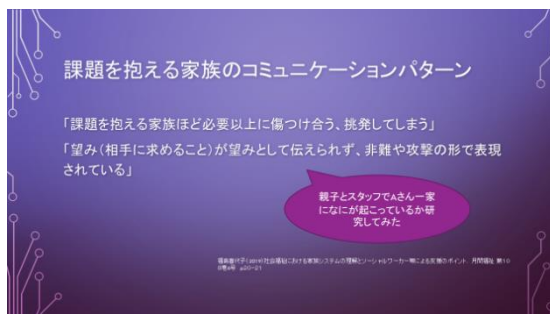
そういうふうになっているお母さんを、B君は知っていて、時折、行きたくないっていうことを話すと怒っているお母さんがいたので、だんだん、だんだん話せなくなってくる。行きたくないっていうことを話せなくなってくるんだけど、行きたくないっていう思いが今度身体的な反応で、お腹が痛いっていうことで言って、話し始めると、お母さんが、

本当に学校に行かないっていうことを学校は私の責任だと思うと、というようなお母さんもとても真面目な方ということもあって、私に責任、行かせてないんじゃないとか、それは本当にお母さんの中での考えなんですけども、そういうふうに捉えて、だんだん、だんだん、お母さんの怒りが募ってきて、最終的に子供に吐いてしまう言葉が、学校に行きたくないって言ってただけなのに、B君曰く、本当に「死ね」っていう言葉がお母さんから発せられたり、時にはLINEでもそのような言葉がきて大変辛いという話があり、もっともっと殻にこもって話せなくなってしまうという状況が生まれたということでした。

それに対して私は、私だけではないんですけども、ここの施設の中で、当事者研究っていうものを一緒にやってみませんか、ということでお母さんをお誘いしたり、B君にも少し個別に相談したりしながら関わっていました。

それでちょっとここから話がずれますが、当事者研究というのは何かということについて少しお伝えしたいと思います。これ一番最近の東京大学で先端研って言って、先端科学研究センター、東大のですね、熊谷晋一郎先生は、当事者研究の分野の研究をしてらっしゃるんですけども、苦労を出発点にして他者に向けてそれを表現し、先行事例を調べ分

かち合い、解決や対処法を元に考えるっていうような活動が当事者研究っていうふうに仰っています。これはですね、皆さんご存知な方は、どちらかと言うと精神障害者の浦河べで始まったこともあり、どちらかと言うと精神障害者のためのものというふうなイメージがおありなのかなと思うんですけども、実は当たり前の営みなんですっていうふうにこの最新の本の著書の中で書かれていらっしゃいました。ですが、当たり前の営みが現代ではやりにくいという社会になってきたっていうことも仰っており、今までど誰でも生きていればたくさんの苦労に直面して、そんな時は友達や家族、同僚など周囲に相談してきたっていう経緯があって、そしてその相談して対話を通じてお互いの置かれた状況とか思いを語ってよく知り合い知恵を出しながらその抱えている苦労についてどうしようかってことを話してきたっていう、人間の当たり前の営みが、今この現代の社会ではできなくなって



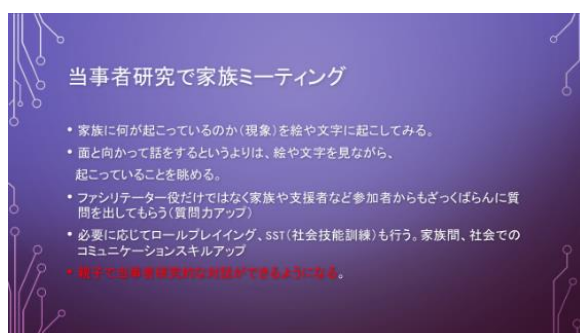
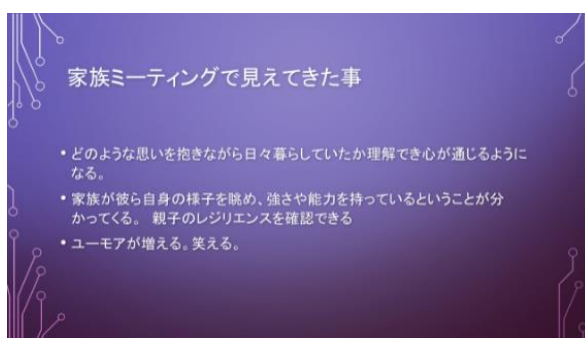
きたってということで、あえて当事者研究の場っていうのが、当たり前の営みを実行するための場として、重要なところじゃないかということを論じてらっしゃいます。

当事者研究、今もお伝えした通り、2001年に浦河べてるの家で生まれたとてもユニークな実践の哲学として私は捉えているんですけども、こういうふうに色々な著書にも書かれています、大事としてきてることの理念の中にですね、ここに書かれているような「弱さの情報公開、弱さを絆に登る人生より降りる人生、それで順調、安心して絶望できる人生」と言ったような理念、表現が好まれてきて、これをみんなでグループで話し合う時、また家族で話し合う時に、こういうことを大事にしながら話し合ってるわけなんですけども、こちらの今、黄色の文字で書かれている「当事者が自己変革を求められることなく、そのまま社会的なネットワークを再構築することを可能にしている」ということで、これはみんなの当事者研究っていう当事者研究の臨床心理の冊子の中で特別な班があるんですけども、その中で、これも東大の石原孝二先生、哲学の先生が仰っていたことなんですけども、私が当事者研究をやっていて、すごく重要だなと思うのは、当事者は自己変革を求められることがないということです。

そこが安心した対話の場っていうことになっていて、重要なのがその次の社会的ネットワーク。社会側にこの家族や当事者が求める重要なネットワークを再構築できるような場を作っていくってことがこの当事者研究が可能にしていること、というふうに思うと、まさにソーシャルワーカーとしては社会的ネットワークを作るというソーシャルアクションなり、社会を変えるんだというようにところにも実はミクロのような取り組みでもあって、マクロの部分にも影響を与えているということが私も最近やりながら再確認している部分でもあります。

そういう当事者研究で家族ミーティングをしていると、どんなことがあるかということなんですけども、何が起きているのかがわかったり、面と向かって話すよりは絵や文字を見ながら、この後ちょっと紹介しますけども、ホワイトボードに向かって話すということで家族で起きていることを眺めるっていうことが重要かと思います。ファシリテーターというか、ソーシャルワーカーがファシリテーターになったりいろんな方が実施するのですが、家族や支援者が、ざっくりばらんに色々な話をしたり質問し合いどんなことが起きているのかみんなで眺めるっていうところと、必要に応じてロールプレイング SST など行なって、家族間のコミュニケーションがスキルアップできるというふうに思います。

こういうことを続けることで、当事者間の…親子ですね、当事者研究的な対話ができるようになってきているっていうことが、後ほどちょっとお伝えする先程の事例の A さんの家族でもお母さんも言っていました。これがその一部なんですけども、これは皆さんの資料には、



かなりプライベートな情報なので載せてませんがここでちょっと取り上げていいという許可を A さんからいただいたのでお見せしていますが、こんなふうにホワイトボードにですね、色々なことを書いて家族で何が起きているのかっていうのを眺めていきます。当事者研究がとてもユニークで、これは子供と行ったときに、B 君も一緒にいた時なんですけども、お母さんがどんな感じかということをお話ししてくれた時に、裁判長みたいなお母さんや、八百屋のおばさんみたいな人や、一般の普通の人っていうふうに3つの役がお母さんにはあるみたいなことをお話ししてくれて、裁判長っていうお母さん、お母さんが裁判長になってですね、裁判官のような黒いマントを着ると、とてもきつい言葉を発してきて、心に針が刺さるんですっていうふうに子供が話していたっていうのがとても印象的な研究でした。

これは家族で親子3人と、+ (プラス) スタッフ3~4人でやったときの研究でした。こういうふうなことを続けて、これは個別にお母さんとやった時なんですけど、つい最近ですね。それでもやっぱり息子が不登校になって全てが、不登校が嫌というよりも、もう全てが嫌になったと。それで子供と離れたいということから、じゃあ子供と離れたいっていうことの研究をしましょうかっていうふうな始まりだったんですけれども、最終的にこの語りが、子供と離れたいっていうのは本当はそういうことではなくて、お母さんの安らげる場所が欲しいということだったので、どんな場があるか、安らげる場所を増やすという研究に変わっていきました。こう対話をしていると、本当のところのお母さんが、自分自身が何を考えていてイライラしていると本当に子供のことがストレスと言ってしまう始まりだったんですけれども、別な場所に行って、子供と離れて色んな人と関わって当事者研究をすると、子供の不登校のことなんじゃなくてコロナにピリピリしている自分がいるとか、このようなことが返ってきました。

A さん当事者研究を始めてまだ1年経ってないんですけれども、関わることで色んな人とやることで自分だけの問題じゃないんだということがわかり、他にも同じような苦勞をしている人がいるということを知り安心したということを知っていました。あと、当事者研究の場では自分を取り繕うことがない。ありのままの自分でいられる。これは先程の熊谷先生の等身大の自分というのがわかるという本のタイトルだったんですけど、まさにその言葉が A さんのインタビューから見えてきました。そのありのままの自分というのは、なんと4歳だと A さんは言ってるんですね。4歳でも30代の見かけで自分を受け入れてくれる場がこの当事者研究の場で心地がいいと。あと子供たちには、私はあなたではなくあなたは私ではないというような、切り離して話すことができ、子供の意見が聞けるようになってきたっていうことが当事者研究を続けてやった成果だとお母さんが仰ってました。今までは、「なんでもう…なんとかに決まってるでしょ」というふうに子供に叱る指示してきたところから、「そういう考え方もあるね」というふうな、こういう言葉が増えたって、こういうことを私たちは言葉が増えたって言ってるんですけれども、子供の意見も聞ける、そういう考えがあるっていうことを受け止められるようになっていたと A さん仰ってました。

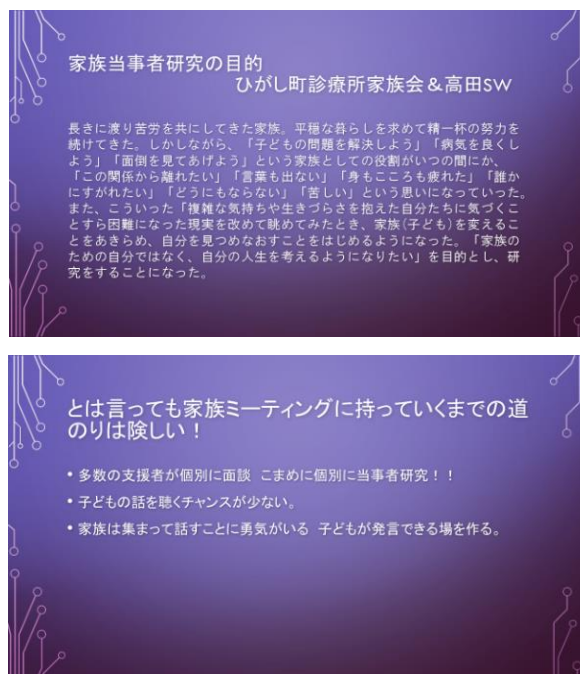
私が家族ミーティングでこれは見えてきたことなんですけども、いろんな思いを抱きながら様々な思いを抱きながら家族が暮らしてるっていうことがわかり、その家族には強さがあるっていうことですね。やはり自分たちでどうにかしてきてるっていう力が見えてきたり、能力がある、話し合ってる中でいろんな能力が見えてくる、レジリエンスを高めているなっていうことがわかってきました。家族が家族のアセスメントをして、何をしたい

かとか、家族全体が自立してくるっていうことも見えるようになってきました。

これはちょっと私が最近いただいた資料なんですけども、今日この場で皆さんに紹介したいなと思ってました。これは家族の当事者研究っていうのは、いろんなところで今広がっていてやってるんですけども、それこそ浦河のひがし町診療所の家族会で、高田ソーシャルワーカーさんと家族の方がこんなことを言っていましたということでもちょっと読ませていただきますが、「長きにわたり苦労を共にしてきた家族。平穏な暮らしを求めて精一杯の努力を続けてきた。しかしながら子供の問題を解決しよう、病気をよくしよう、面倒を見てあげようという家族としての役割がいつの間にかこの関係から離れたい、言葉も出ない、身も心も疲れた、誰かに縋りたい、どうにもならない、苦しいという思いになっていた。また、こういった複雑な気持ちや生きづらさを抱えた自分たちに気付くことすら困難になった。現実を改めて眺めてみた時、家族、子供を変えることを諦め、自分を見つめ直すということを始めるようになった。家族のための自分ではなく、自分の人生を考えるようになりたいと思って、研究をすることになった」ということで、このような取り組みをしている中で、だんだん家族のためではなく自分のためにということを考えられるようになっていたということを家族の方から聞きました。

とは言ってもですね、家族ミーティングまでに当事者研究までもっていくっていうのは、結構道のりは険しくてですね、ただここに書いてるように粘り強くどこまでもいつまでもということで、個別の面談をしたり、小まめに当事者研究をやって、家族で話し合っていくことをしています。本当に家族が集まって話すってことには勇気がいりますし、子供が思っていることを親の前で話すということが大変チャレンジなことなんですね。なのでそこを私たちは思いを汲み取り、不安や勇気がいるっていうことを汲み取って応援するということをしています。

最後になりましたが、ソーシャルワーカーの役割ですね。私は何をしてくているのかなという時に、ここで書いてる通り、弱さを出せる場やコミュニティーを作って、ソーシャルワーカーっていうのは、対話の建築家なんだなというふうに思いました。これ私が言った言葉っていうよりも、これはナラティブセラピーの野口さんが仰ってたことでもあって、安心してやっぱり語れる場を作るっていうことで、親子が変わることは期待されない。でも親子、家族を理解しお互いのアイデアを出して、お互いのアイデアが、知が共有される場っていう



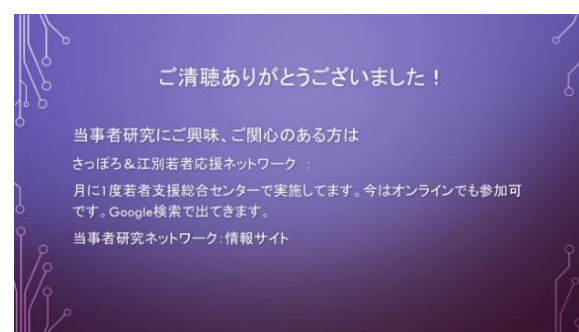
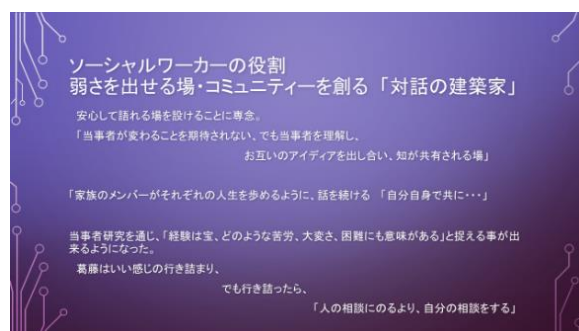
のを作るのがソーシャルワーカーの役割なのかなと最近思っています。家族のメンバーがそれぞれの人生を歩めるようにずっとずっと話を続けられる。家族だけで話すと、先程のような、慣れてくるまでには争い、争いというか嫌な言葉も発してしまうことがあるので、そこはソーシャルワーカーが協力しながらというふうになるのかなと思います。

自分自身で共にというのがまたこの当事者研究の一つの大きな理念の一つなんですけれども、当事者研究は他の評価を気にしたり人に心配されて管理される暮らしではなく抱える苦労を大切なものとして、自分が苦労の主人公になって、なろうとするところから生まれたものなんだということと、当事者研究は1人で行うのではなくて、仲間と共にやるんですっていうことを言っています。

こういうことを知ったおかげで私自身がとても、当事者研究を通じてどのような大変さも困難も意味があるというふうに捉えられるようになったことが本当に大きな変化を私にもたらしたなというふうに思っています。最後になりましたけども、葛藤っていうのは本当に現場で働いていたら常にあることかと思うんですけども、いい感じの行き詰まりであって、行き詰まったら自分で解決するっていうよりも自分が人に相談をするっていうことが重要で健康的な支援ができるのかなというふうに思っています。ちょっと時間はみ出しましたがご静聴ありがとうございました。

松岡氏：ご報告ありがとうございました。家族の対応とかですね、母の安らげる場だとかですね、対話の建築家というところで当事者研究の視点も踏まえてお話をいただきました。先生、どうもありがとうございました。

それではですね、次に当事者団体の観点から、田中先生にご報告を第3報告としてお願いしたいなと思います。メインタイトルですが、「公設民営の居場所、よりどころ」ということで、ご報告をいただきたいと思います。それでは田中先生、よろしくお願いします。



公設民営の居場所「よりどころ」

—行政がバックアップし当事者団体が支援団体と協働する取り組み—

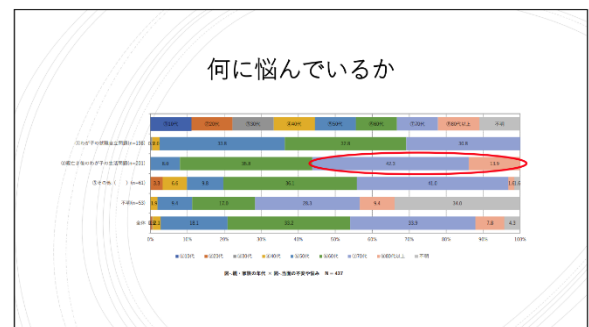
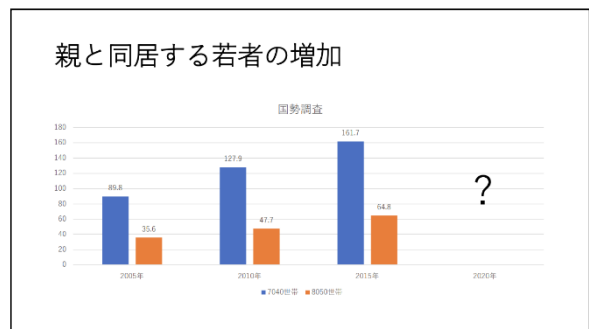
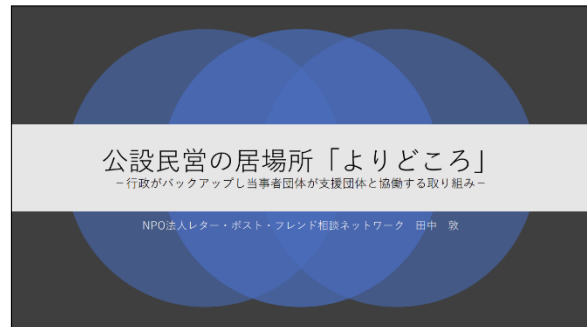
NPO 法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク 田中 敦 氏

田中氏：大変、前段の先生方の内容が非常に濃い内容でしたが、もう少し、30 分ほどになりますか、お付き合いをいただければなと思っております。

私は当事者団体でありますので、先の 2 人の先生方とちょっと立ち位置が異なっているかと思っておりますので、予め述べておきたいと思っております。ひきこもりという言葉は昨今いろんなところで聞かれる方が非常に多くなっているのではないかと思います、そこから見える家族の課題等について、お話をしていきたいと思っております。

今年度 2020 年は、皆さんもご存知の通り、国の国勢調査が行われている年でありました。今回の調査では、ネットでも調査に回答できるような配慮もなされているようですが、その結果はまだ、公表されておられません。ただ、過去の行った国勢調査の調査結果から見ても、いわゆる 7040 世帯、あるいは 8050 世帯と言われている世帯の人たちが、どのくらいこの日本の社会の中で増えてきたのかということを、改めてグラフで示しますと、非常に多くの世帯の人たちが増えてきたということが明らかになっています。これらすべての世帯がひきこもりの世帯であるというわけではありませんが、いずれにしても何らかの諸事情で親と一緒に同居しなければならない世帯の人たちが非常に増えてきていて、この中に無職の単身者、あるいはひきこもりと言われている人たちが多く含まれているということになります。

結局のところ、今の日本の社会の中で、親と一緒に同居をする世帯が増えてきたということは、改めて考えてみますと、家族が面倒を見ることを前提とした社会であるという見方ができると思います。このことは多くの識者がさまざまところで述べていますが、家族主義



というものが非常に強い国は、ひきこもりが多いということが指摘されています。

ですから、家族がまずは面倒を見て、それができなくなったら初めて社会的な支援をしていく、そういう社会の中に私たちはおかれています。当事者の多くは家族と一緒に住みたいと言っているわけではなく、一人で暮らしていきたいと語る当事者も多ということがあります。けれども、それができないわけがあります。それは、無収入であったり、収入が不足しているために家族の援助を受けなければ生活することができないというような状況の当事者たちが非常に多くて、そのために親と一緒に同居せざるを得ないのです。そういった当事者の声が私たちの団体活動を通して聞こえてくるところがあります。

特に今、コロナ禍でありますので、家族も家にすることが非常に多くなってきている中で家族関係がすべて良好な当事者世帯ばかりではありません。当然として家族内が非常にぎくしゃくして、いろいろな関係性がうまくいっていないような世帯など、本人にとって安心した家庭環境になっているのかというと、非常にそれが厳しいものになっているということがあります。そして家族は外圧という意味での親戚縁者や、あるいは周りの地域社会からの圧力によってわが子を一日も早く自立させていかなければならないというプレッシャーが家族にのしかかっています。

そのため、なんとか家から出ていってもらおうと、昨今ニュースでも問題になっております「引き出し屋」と言われているような業者に、数百万円のお金を払って、彼らを引きずり出していこうというような罠に家族がハマってしまっているという、そういう社会問題も実際に起こってきてしまっています。

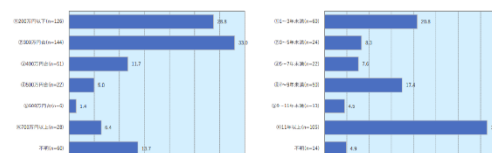
このことは、居住福祉の支援が日本社会の中で非常に脆弱であるということと言わざるを得ないと私は思っています。このように家族と一緒に住めない、あるいはどうしても一緒に住むことによって課題を抱えて悩んでいる当事者たちが、一旦家族の元から離れて安心して住めるような無料又は低額で利用できる居住支援というものがないわけです。特にひきこもりの場合は、障害認定を受けている人もいますが、受けてない人もかなりのウェイトとしているわけであります。そういうグレーゾーンの狭間におかれているようなひきこもりの人たちが、福祉制度に乗れずに、そこから弾き飛ばされてしまう、非常に厳しい窮地の状況の中に追いられています。だから最終的なゴール設定が就労支援となってしまう、就労圧力というものが、非常にひきこもり支援の中では強かった経緯があるわけであります。

とにかく就労して賃金を得て、働いて生活を維持してもらわなければならないということに行きつく。先程の長濱さんの話にもありましたけれど、余暇活動というものが非常に大

本人を支える世帯の年間所得収入とひきこもりの期間

図1「はやりとこり」【調査対象】世帯単位調査対象 91～427

図2「はやりとこり」【調査対象】世帯単位ひきこもりの期間調査 91～288



将来への見えない恐怖心 「親なき後(自己責任)」→「生きる権利(社会的責任)」



事だというお話が出て、なるほど私は思ったわけでありますけれども、ひきこもりの場合は余暇活動というのは認められにくいです。社会から、世間から、お世話になっている、あるいは働いてない人間が余暇活動とはけしからんというような風潮というものが一定数あります。

ですから、この間も新型コロナ禍で10万円の定額特別給付金支給がありましたが、それもひきこもり当事者の中には、「これを私がもらってもよいのでしょうか」と言った人もおりました。そういった意味で就労支援というものにどうしても収束されてしまってそっちに引っ張られてしまうというような状況があるということを皆さん方にお伝えしたいと思っております。どうしてこのようにひきこもり支援の中で就労支援というものが違和感として出てしまうのかというと、会議の中で、ある就労支援の専門職の人が次のような発言をしました。「ひきこもりというのは、なけなしのプライドという言葉がぴったりだ」と。私はその「なけなしのプライド」というものが、一体どういう意味を指すのかずっと考えてきたわけですが、そこにはひきこもり当事者がどこか、どうしようもない人たちという見方があって、どこか上から目線で、鼻で笑うような関係の中で対応されているのかなど。そして結局は、その「なけなしのプライド」という背後には、「あなたは仕事を選ばなければ仕事はいくらでもありますよ」ということをここでは言っているのではないかと思いました。その仕事を選ばなければあるという言葉は、「あなたにはもう選択の余地はない」という言い方にもとらえられるのです。「あなたには選択の余地はない」ということは、自分を押し殺して働いてくださいということです。そういう支援のあり方とか就労のあり方に、やはり当事者たちは疑問を持つわけです。ひきこもり長期高齢化や8050問題にはこういった課題もあるわけです。

だから就労支援のあり方に違和感をもち、そこから自ら撤退していく人たちが実際問題として多くいるのではないかと私は思っております。特に障害者領域では、就労支援の継続支援施設A型B型というのも増えましたが、結果的にB型は工賃、A型は雇用契約を結びますから、そこで賃金が出てくる場合もありますけれども、やはり低収入です。それだけでは生活していくというのはなかなかできないわけです。厳しい言い方にはなりますが、こうした支援策というのは、そこで働く専門職の雇用創出にはなったけれども、利用する当事者の雇用創出というものに本当になっているのか、そういう疑問というものを、私たち当事者団体として抱いていることを皆さん方にお伝えしたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、これからお話しする居場所「よりどころ」に来ている家族の人たちに、一番家族が何に不安で悩んでいるのか、というのを聞いた回答です。これも大体想像はつくと思いますけれども、親亡き後の子どもの生活問題が、やはり高齢の70代80代の親になるほど非常に不安度が増しているってことを理解することができるわけがあります。ですから高齢になる親ほど親亡き後の不安が強くなって年金だけの生活でやりくりをしていかなければならないという状況に追い込まれています。しかもひきこもりとい

8050問題を抱える世帯とは

- ・「80代の高齢の親と単身で無職の50代の子どもが同居している困窮世帯」
(社会保障制度審議会生活保護部会の定義より)

- (1) 無職で親と同居し親の支えにより生活するひきこもり者
- (2) 介護離職などの無職者
- (3) 生活が成り立たない非正規労働者
- (4) 家族の支えなくして生活が維持できない疾病や障がいを抱えた人たち
- (5) 年金だけでは生活がままならない貧困にあえぐ高齢者

うのは短期に終わらないということが多く、非常に長期にわたっている人たちによって占められ、実際 11 年以上という人たちが、大きなウエイトを示しているわけですが、今年度はもうちょっと、11 年以上を 20 年まで尺度を伸ばしてどのぐらいの年数になっている人たちが多いのかということ、調査をしている状況ですが、いずれにしてもひきこもりの長期化により世帯の所得収入はグラフに示すように非常に低いわけであります。

ですから、家族の責任の中で生活をやりくりしていかなければならないという親亡き後は、自己責任に転嫁されています。私は 8050 という言葉が、とりわけ社協の専門職の人が名称を命名したということが言われているわけですが、それが広く浸透されていく中で渦中のひきこもりの当事者、家族は不安と恐怖の中におかれ非常に追い詰められていく状況になってしまっていると思っております。ですから、先程奥田先生のお話にもありましたけれども、声を出せるという状況にしていくということは、安心して声を出せる環境をどう用意していくのかを考えていかないと、少なくとも不安や恐怖の状況の中では声は出てこないと思っております。

だから、当事者や家族の人が 声を出しても大丈夫だよというような安心感のある環境っていうものを、私たちがきちんと用意していかないと、声なき声というものは汲み取っていくということは難しいのではないかと私は思っております。

そして、私は生きる権利っていうのを社会的な責任として、やはり考えていかなければならないと思っております。もう完全に生きる権利っていうものが、評価の対象になってしまっているというのが今の社会だと私は思っています。というのは、8050 問題というのは非常に広範囲な概念で、ひきこもりの問題だけではなく、非正規労働者であったり、あるいは年金で生活することのできない高齢者であったり、あるいは介護離職などで親の介護をせざるを得なくなった無職者も、この 8050 の中に入ってくるということですから、8050 問題をひきこもりだけということで狭く捉えて考えていくものではなく、それをやはり全体としてきちんと議論をして考えていくことがやはり重要ではないかと思っています。

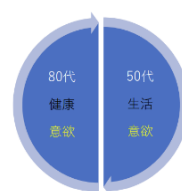
そうした中で、私は 8050 がどうしても一括りになってしまっているところがあるので、それに押し潰されないような状況っていうものを、どのように支援していくか、具体的には 80 と 50 を一旦切り離して考えていくということが必要ではないかと思っています。

80 の部分では親の背負ってきた不安や悩みという重荷を一旦降ろせるようなそういう関係性や場づくりっていうものが求められていく、この辺りは先程の奥田先生が言っていた当事者研究とリンクするところでもあるのかもしれない。

そして 50 に関しては、やはりいろいろな多様な生き方がある、一つの生き方だけではないということ、やはり認められて

いくということが大事ですし、それから生が値踏みされてしまっているというのが今の社会だと私は思っています。あなたは生きる価値があって、あなたは生きる価値がないというような形で、生が値踏みされていくような社会であってはいけないということを、やはり 8050 という今起こっている社会問題を切り札に真剣に考えていくことが、私たちに求めら

80・50問題に押しつぶされないために

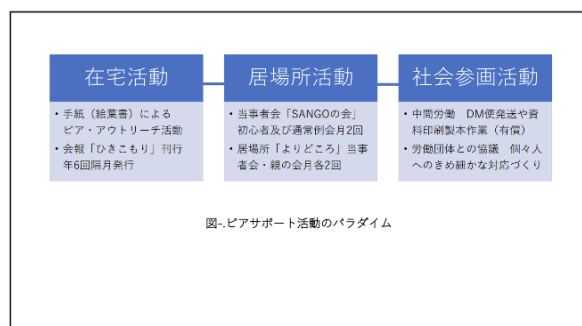
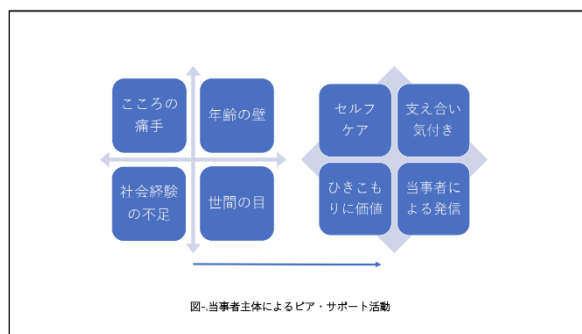


れていると思っております。

そうしたことを踏まえた上で、私たちは親の背負ってきた不安を一旦降ろして、当事者の多様な生き方を認めて、生が値踏みされない社会をどう目指していけばよいのかということ、を当事者活動の中で考えていきたいと思いますということで、地域の中で今活動をやっている状況であります。その取り組みを今日皆さんにご紹介するということですが、当事者はどういって非常に苦しんでいるのか。大枠にまとめると、一つは何らかの「心の痛手」を持っています。いろいろと傷つけられ社会から排除されてきたという人がたくさんいると思います。そういう痛手を彼らは持って、ひきこもりという現象が、若年者だけではなくて、40代50代という形で年齢幅が拡大していくもと、「年齢という大きな壁」にさらされている人たちが多くいるということを感じますし、それからどうしても自分だけの問題という形で視野狭窄に陥って、いろいろな経験をするという機会を逃してしまっているというところがありますので、そういった「社会経験が不足」してしまっているというのはあるかと思えます。

あともう一つ大きいものとして思うことは、「世間の目、地域目」というものがあります。ひきこもりが非常に奇異な目で見られています。先程、国勢調査のことを述べましたように、たとえば、高齢の親と50代の当事者が同居して何も仕事をしてない人が住んでいるということになると、地域からどういう目で見られるのか。やはり奇異な目で見られることが多いわけです。ですからそのような状況のもと地域支援というと非常に聞こえはよいですが、実際、地域の中で支えていくということが、逆に当事者にとってみると非常に恐怖になっていくという部分もあったりするわけです。

それでは、どのようにしていけばよいのか、私たちの当事者活動の中でやっていることがあります。同じような悩み・経験、ひとり一人が違うけれども共通するところもあったりするし、分かり合えるところもあったり、そうだよねっていう形で理解しあえたりする部分もあるというところで、いわゆるピア・サポート活動を私たちはやっているわけです。具体的には心の痛手は「セルフケア」で、年齢の壁は「お互い支え合ったり気付き合ったりする」関係性の中で、社会経験の不足は「ひきこもり経験にも価値がある」という、ひきこもりで20年30年ひきこもってきた、それ自体がすべて無駄ではなくて、その中から何か得たものや、何かを感じ取る力を身につけていったものがあるのではないかと考えて、そこに価値を見出していくような取り組みをする。そして、地域の人たちにも当事者側も諦めないで理解してもらうことは大切なことなので、「当事者自らが伝えていく」ことはとても大切です。私たちNPOも会報「ひきこもり」通信を隔月年6回発行し



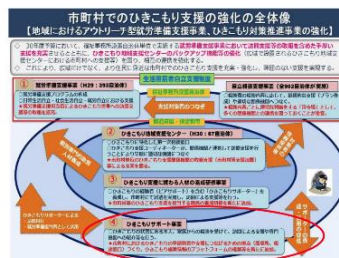
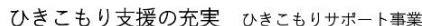
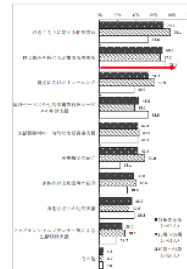
さて、今日は私たちのさまざまな活動
 やっている中で、居場所活動をご紹介し
 ていくということになります。居場所を
 どうして取り上げるのかというと、札幌
 市が2018年に実施したひきこもり当事者
 に対するアンケート調査の結果がありま

しかも 39 歳以下の若年層と比較しても 40 歳を超える中高年齢層の人のほうが居場所を求めている割合が高かったという結果が出ています。こうした動向から国のひきこもり支援政策の中でも居場所支援が大きく動いていったところがあります。ひきこもり支援政策では、平成 21 年に「ひきこもり地域支援センター」を都道府県及び政令指定都市には設置していきましようということで、現時点全国 75 箇所ほど設置され、北海道には 2 箇所（同一法人が運営）あり、ワンステップ型の総合相談窓口をつくることをやってきました。

これがいわゆる居場所づくりや、拠点づくりなどの地域の「プラットフォーム」ということになります。そういった緩やかな集合拠点をつくっていきましょうという事業であり、こういう後押しもあって居場所づくりがようやく制度政策上始まってきたということになります。それまでは、いかなる社会制度にも居場所というものは位置付けられてきませんでしたので、ほとんどが当事者会や家族会などの志ある人たちがボランティアで居場所をやっているというような状況だったということに

当事者が望む支援

- ・ひきこもり当事者に対してどのような支援等があるとよいか
(当事者調査から)



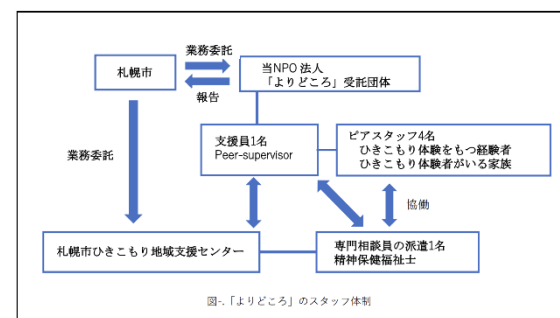
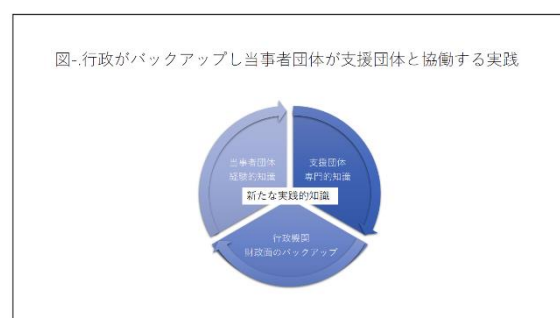
中高年の者に適した支援の充実

- [illegible]

特に若年層の支援は、地域若者サポートステーションも含めまして、対応策が社会の中で講じられてきましたが、40 歳以上に対するひきこもり支援はほとんど行われてきませんでした。このことに対する反省もしっかりと行っていく必要性が私たちにあるのではないかと考えております。

札幌市は2018年6月から先の「ひきこもりサポート事業」などの動きを受けて、新たに居場所を開設してきました。これが『厚生労働』（2019年12月号）という厚生労働省も関係している機関紙にも大きく取り上げられました。その結果、札幌市のひきこもり支援について行政視察で訪れる人たちが増えたことも事実です。その理由の一つとしては、行政が当事者団体に居場所運営を委託して、ひきこもり地域支援センターの支援団体と三者で協働する居場所というのは全国を見渡しても札幌市しかなかったということもあって多くの地域からも注目がなされました。行政も居場所運営に対しては非常に寛容に考えてくださっております。当事者たちが主体者であり、当事者たちがつくる自由な居場所であることを念頭に置いた関わりを今日まで続けている状況になっております。

私たち当事者団体だけで運営するのではなく、行政のバックアップを得て、支援団体の専門機関と共に行うことで、何か新しい実践的な知識というものをつくっていくことができればよいと考えて活動を進めております。居場所には、支援団体と当事者団体の協働ですから、支援団体の精神保健福祉士という専門職もいれば、ひきこもり経験を有するピアスタッフと言われている人たちも配置されております。ピアスタッフには、いわゆるひきこもりを経験した当事者ピアスタッフと、それからそういった当事者の子育てをしてきた家族ピアスタッフという二種のピアスタッフがあって、連携しながら取り組んでおります。



実際、居場所の活動では、当事者と家族との実親子関係がうまくいっていないという人が非常に家族関係の中では多いと私たちは思っています。当事者の思いと家族の思いは一致しにくいことは当然なわけですが、そのことを前提の上でその関係性をどのようにお互い分かりあえるにしていくなか、私たちは経験者ピアスタッフを家族会の中に入れて「斜めの関係」をつくったり、あるいは家族ピアスタッフが、まだ他者と会えない当事者に返信を求めない片思いの絵はがきを送ったりするというような「斜めの関係性」をつくり、この実親子関係のコンフリクトや共依存関係を見つめ直していくような取り組みを居場所の中でやったりしています。

実際この活動をすすめていくと、その背景に 親子関係だけの問題ではないということがわかってきます。親子関係だと思っていたら、夫婦関係の問題だったり、またさらにその背後には兄弟姉妹の問題でもあったとか。あるいは祖父母や親戚関係も絡んでいたというケースもあるわけです。

ですから、必ずしも親と子だけの関係の問題ということだけではないということに気がつくことも結構多いと思っております。居場所では、集まってなんでも話せる自由の高い場としての居場所という側面だけではなくて、「学び合える機能」や「相談できる機能」というものはもっております。なかなか相談機関の窓口へすぐ行くというのは敷居が高いです。

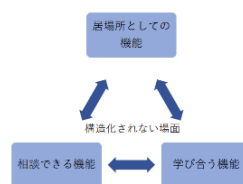
ですから、居場所というフラットな普段状況の中でちょっと相談できるような場面をつくったりしています。学び合う機能ではとりわけ家族会で、ピアスタッフの体験談を聴く、または CRFT (Community Reinforcement and Family Training) や家族心理教育、事例検討をやったりしています。そういう専門的な手法も取り入れながら家族もお互い学び合っていくという関係性をつくっていくことが居場所ではとても重要ではないかと思っています。

ピアスタッフは当事者でもないし支援者でもない、あいまいな立ち位置にいますから、当然としていろいろな揺らぎが生じることがあります。しかし、そうした揺ら

ひきこもりにみられる家族のありよう



「よりどころ」にある3つの機能的側面



1. 安心して集まり同様な仲間との情報交換等の交流が可能な自由度の高い場づくり
2. 語りやすい構造化されない相談場面づくり
3. 自信を取り戻し元気になるための相互学習場面づくり

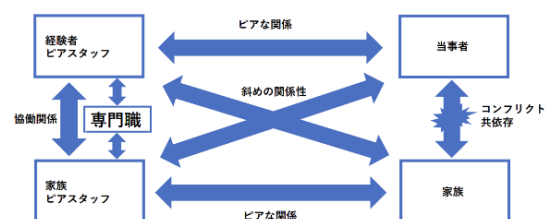
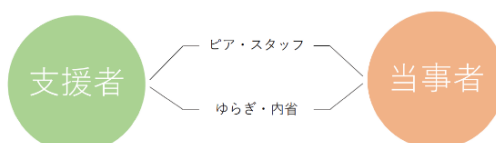


図-経験者並びに家族ピアスタッフと専門職との関係

図-ピア・スタッフの立ち位置と強み



ぎがあるからこそ、傲慢にならないで内省をし、ピアな立場から当事者とかかわる力があると私は思っておりますので、そういう強みというものを活かしていく取り組みをしています。

もう残り時間がないようですが、これは居場所に参加している当事者が、語ったナラティブな言葉をここでは紹介させていただきますましたが、当事者が、似たよう

な当事者とかかわることで自分が映し出す鏡を得たという当事者の声、そして自分自身の世界観が広がっていったというようなことを語っていますが、活動を通してそういう自分自身に気が付いて、視野を広げていくってということが非常に大事ではないかと私は思っています。これは居場所の行っている風景の写真です。私たちピアスタッフは名札をつけていません。それは誰がピアスタッフか、当事者かかわらないようにすることで限りなく上下関係をつくらない配慮のもと当事者とピアスタッフが対等になれるようにしています。それからプログラムも事前に用意しません。居場所に集まった当事者たちがやりたいことを汲み取って当事者活動の中ではやっていきますし、家族会のほうでは学習機能を取り入れて話題提供や、先程述べました CRFT や家族心理教育を実施したりしております。あと当事者の希望によっては例会外活動もやっていて、いわゆるさまざまな公共の社会施設に見学に行ったりして興味関心の幅を広げていくってような活動も行っています。

それから私たち NPO 独自でこうした公設民営の居場所とは別に「SANGO の会」を 2007 年からかなりの長期間に渡ってやってきま

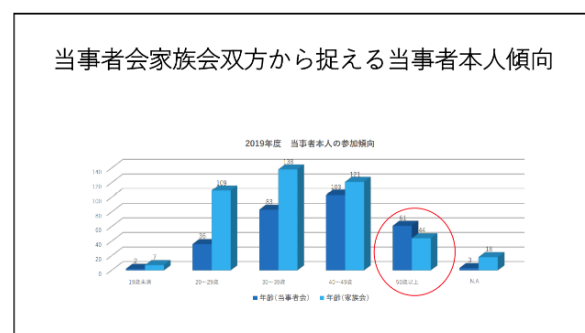
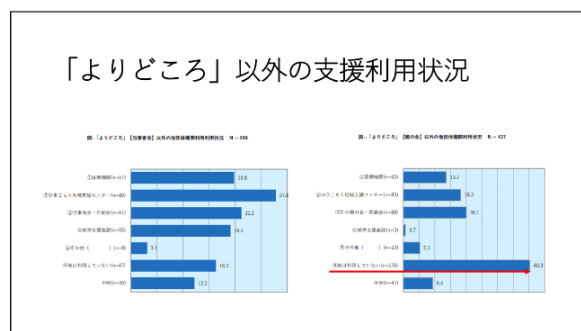
した。今は新型コロナ禍でオンラインとオフラインを同時並行的に運用するハイブリット方式で開催するというをやっております。これによってかなり元気になっていく当事者がこれまでに結構いたという実感を得ています。

最後に、居場所を通しての課題ですが、家族会の調査で見えますと、居場所以外の他の社会資源を利用していないという人の数が多いという現実があります。つまり相談機関を利用しないで、直接この居場所に来る人がかなりいるということです。居場所には、ひきこもり地域支援センターから派遣されてくる精神保健福祉士がいるので、個別相談支援に繋がるきっかけがこのプラットフォーム上で形成することになります。そういった意味で支援団体と連携していく、取り組むってことは大事だと改めて感じております。



それから、これは当事者会と親の会双方の当事者の参加者傾向ですが、家族会に参加している子どもの年齢、それから当事者会に参加しているその年齢をグラフにしたものを見てもわかるように、50代以上になると家族会に参加する親が非常に減少してしまうという課題があります。こうした家族会に参加できなくなってしまった親に対する支援というものは、今のところピア・アウトリーチ以外に考えられるものがないという状況になっています。こうした親たちにどういう支援というものが考えられるのかということを検討していかなければならないということが、課題として今残っているかと思っております。その一方で当事者会での50代当事者の参加がいるということは大切です。支援では50代では手遅れとして見られてしまいがちですが、もっと彼らに希望を伝えていくことが必要ではないかと思えます。

以上、少し時間が超過したかもしれませんが私からの発表を終わらせていただきます。どうもご静聴ありがとうございました。



松岡氏: 田中先生、ありがとうございました。ひきこもり当事者の観点からですね、親、8050問題含めてですね、親役割の責任から考えるっていうこと、また生が値踏みされるっていうところが結構注目されるところかなと思いました。また世間や地域目のところの着眼点も出てきましたので、後段のディスカッションパートで少しお話を皆様と共有していきたいなと思います。ご報告ありがとうございました。

Ⅲ. シンポジウム・ディスカッション

松岡氏：ここからディスカッションパートに入っていきたいと思います。「不安定化する家族 ソーシャルワーカーの抱く家族像の葛藤の二面性」ということで、ここまで骨太の報告を3本、ご報告していただきました。ここで早速ではありますが、コメンテーターの藤原先生に、各シンポジウム内容も踏まえまして、コメントいただければと思います。よろしくお願いいたします。

藤原氏：はい、それでは本当に今日はシンポジストの3人の先生方、大変貴重なお話をいただいております。私の方から少し、自分の疑問も含めつつ、簡単ではありますが、まずはコメントすることをお許しいただきたいと思います。最初の長濱先生のお話の中で一番印象に残ったところは、知的障害児の施設に入った時は、親としては、その子にとって、より良い場所だということで入所し、そこから何十年って経った後に、「そうではない生活の場」があるとなっても、親御さんが反対をすると。そうなったときに、これは誰が当事者なのかというふうになって、でも、そこではやはり、家族の思いは無視せずに、そこにも寄り添ってくっという視点で、親御さんと対話を続けるっていうところに、この実践の重みというのがあると感じました。子どもではなくなっている、もはや成人した障害者であっても、入所した時は親の意向、施設を出る時もまだ親の意向を尊重すべきなのか。あるところで、親の意向から離れることができるのか。そういうことを考えさせられるテーマであったというふうに思います。

そして、2つ目の奥田先生のお話では、私は当事者研究というものに詳しくなかったのですが、一番感じたのは、「変革を求めることはしない」というところを、本人が理解されることで、対話を紡いでいくこともできるでしょうし、あるいは自分の思いを言葉にしていけるということ、その重みを知ることができました。ともすると、専門家が沢山集まってアセスメントをして、「こういうところが支援としてはある」とか、「こういうビジョンで支援をやっていくことができますよ」と提示するのですが、そうではなくて、あくまでも当事者の人が、自分の今どんな状況に置かれているかを可視化できるというか、見える化できる、そういう当事者研究の力と同時に、どんな当事者の人にも力があるということを非常に肯定的に捉える、そういう支援がソーシャルワークの強みになっていることを教えていただいたと思います。

最後に、田中先生からのひきこもりの支援に関して、ここにおいても、まず私たちが結構セットで、8050 っていう問題として認識してしまうのですが、今日のお話では、1回これを分けると、あくまでも80歳の親にとって何が起きていて、50歳の人にとって何をニーズとして考えるかということ。そうでなければ、それぞれの命と生活の両方を尊重することができないという点を今日改めて感じることができました。家族として抱えてる問題が、ひきこもりの問題なんだと見てしまう狭さみたいなものを指摘していただいたと思います。今日御3人の方の発表を聞いていて、考えたことの一つは、先程申し上げたように、改めて、「当事者って誰なんだろう」ということです。それと同時に、今日もこのテーマの前提は、「家族が多様化している」と謳ってますが、私もすぐ、家族が多様化しているので・・・と、枕詞的に使ってしまう。しかし、お話を聞いてると、家族が多様化してるように見

える、現象としては見えるんですけども、中で起きてることはそんなにいくつもの枝があるわけではなくて、親子関係、あるいは家族関係の軋轢とか、そこに経済的な問題が関わってきているか関わってきていないか、そして当事者と言われる人たちの生活スキル、もしくは自立する力があるかどうか。それらが、複層的に絡まったり、あるいはちょっとずつそこから糸の絡まりが解けていくのか、そういう問題がある程度集約できるので、こんなに家族の多様化、多様化って言っていることが、逆に私たちが実践の場に行ったときに問題を見えにくくしてしまっている。その多様化に目を奪われてしまっていることも今日は考えさせられたところではあります。

最後になりますけれどもコメントとして、3人の発表を聞いてやはり考えさせられたのは、今や、「家族のために誰かが何々しなければならない」とか、「家族でなければ家族メンバーをケアしきれない」とか、「サポートしきれない」ということに、絡みとられる必要は、本当にないのだということ。これをどうやって実践の場に出していくかなのではと思いました。例えば、知的障害者の施設を出て地域生活するっていうことを、仮に失敗したとしても、それはもはや、家族に責任を取ってくださいとか、もう一回在宅をやってくださいというふうにはならないわけですから、家族がそこまで心配しなくても、地域生活がうまくいっても、うまくいなくても、そこには様々な社会資源の利用が可能ということをやはり伝えていく必要があります。奥田さんの事例では、不登校が出ましたけれども、お母さん自身は、「不登校になったのは私の責任なのです」ということをやはり思ってしまう話でした。子どもさんの不登校が例え続いたとしても、あるいは解消したとしても、それはお母さん自身の生き方とか価値観と直結してるものではないことを伝えていく。不登校なら不登校の子どもが抱えている問題と、家族の問題を、あるところで分離したり、あるところでは結びつけて考えがちですが、そこでもやはり、当事者は誰なのかって言う問いが必要であると、家族のために誰かが我慢しなくてはいけないという問題ではないと思います。

そして、やはりひきこもりの方の問題だとしても、子どもさんが長期にわたってひきこもりを続けていても、あるいはそこから何か当事者の人たちの居場所を見つけたとしても、子どもの社会参加がうまくいってもうまくいなくても、就労経験ができてできなくても、それは家族が何かをしたとか、家族が何かできなかったという問題に落とし込めないような、やっぱりそういうサポートが実践的にもされてると思います。その点をソーシャルワークは如何に、当事者の方にも見えるように表現していくことなのかなと改めて考えさせられました。

「当事者は誰なのか」という時に、障害者の支援でいうと、家族も当事者であり、障害を持っている人も当事者ですっていうことを、私はどちらかというと強く描いている立場ではありますが、どちらにも尊厳があって、どちらの福祉も両方追求するって言ったときに誰の支援をしているのか、自分はなんの立場でどういう関わりをしているのかの確認が、家族に関わるときに非常に重要なことも、発表を通して再認識ができたということを最後に申し上げたいと思います。以上です。ありがとうございました。

松岡氏：藤原先生、ありがとうございました。ではディスカッションパートの論点と言いますか、3報告を聞いて、これから少し共通で議論できるかなと思えたところを、私の方からお話をしていきたいなと思います。3報告お伺いしまして、当事者団体、もしくはですねソーシャルワーカーの立場から家族がどう見えてきたかっていうときにですね、家族の役割、

もしくは責任というものがあり、その支援していく中で家族の役割・責任から“おりる”だとか、“はなれる”だとか、“ゆだねる”、場合によっては“共有する”というようなものが導き出されるのではないかということですね。このことを考えると、藤原先生言われたように家族の多様化という言葉の背景に、家族規範みたいなもの、もしくは田中先生も冒頭で語られていましたけれども、家族主義みたいなものがあったりとかですね、こうあらねばならないというものが見えてくるのではないかなと思います。3 報告の中にそこが共通して底流に流れている問題ではないかと思いました。そしてソーシャルワーカーは、そこにある意味ぶち当たっているのではないか、と思いました。そこでですね、興味深かったのが、まず奥田先生にお伺いしたいんですけども、当事者研究という立場からですね、ある意味当事者、困っている方々、もしくは家族という方々と実践報告の中で、色々と一緒に考えていくということで、今、考えていること、悩みとかですね、困りごとだとかですね、息詰まりというものを共有されていましたが、それによって家族のカタチや役割、責任っていうものに“おりる”だったり、変化っていうものはありましたか。そして、どのような具体的な変化があるのか、あればですね、お伺いしたいなと思います。

奥田氏：はい。ありがとうございます。私が関わってきた先程の A さんの事例でいうと、それでもやはり世間というか、特に A さんの場合は学校の先生がやはり私が責任があるようなメッセージを伝えてくる、みたいなことをよく仰るんですけども、そこじゃないよねっていうことを、本当によく当事者研究でお母さんにはお母さんの人生、お母さんはお母さんが楽しめると、子供も楽しめるよっていうようなメッセージを本当にこの当事者研究ではよく話し合っ、特にこの A さんのケースの場合はよく話し合っていますね。それで、色々な本当に社会の中にはそういう世間のプレッシャーというものがあるんですね。家族が家族を見守るのが当然じゃないか、先程の家族主義みたいなものがあるんですけども、そこは徹底してこの当事者研究の場では、そうじゃないよと、誰もが自分の人生を生きていいんだというメッセージをですね、常に発信してるんですね。それを当事者研究の、先程いいところで言うと、家族だけでやってる当事者研究もあるし、家族が別な家族と一緒にとか、別の人たちと一緒にやる時に、その地域とか小さなコミュニティですけど、そこが新しく社会…新しい価値観のネットワークが作られていくって言うところが大事なのかなと思っています。そこで、その参加した人たちが、「そっか、不登校になっているのはお母さんの責任でもないし子供の責任でもないし、色々なことがあって今の状況が起きているんだ」っていうことを周りの世間が知っていくっていうんですかね、そこにすごく大きな意味があるのかなと思っていて、そういうふうになっていくことでお母さんたちがすごく気楽になっていくって言ってます。すぐその周りの人たちが理解してくれるとはならないんですけど、そういう集まった場で、「そうだ、お母さんにはそんな責任があるわけじゃないんだよ」っていうことが何度も何度も繰り返して承認されていくことで、当事者の皆さんが少し楽になってくっっていうのが、当事者というかお母さんたちが楽になってくっっていうことがあるなと思いました。すみません、答えになっているかどうか…。

松岡氏：ありがとうございます。今、色々と変化の部分ですね、お伺いして、そういうふうな変化があって、家族ケアの部分から親たちがおりていくって言うところだったんですけども、次に、長濱先生にお伺いしたいんですけども、ご報告の中で、親が限界を感じている中で親としての責任を感じるというところがあったんですけども、制度を利用する

ことによって責任が軽減できるということがご報告ありましたが、この点ですね、先程の奥田先生と同じような質問になってしまうんですけども、親御さんに、制度を利用や紹介する場合、変化していくっていうときには、具体的にどのような変化が、家族もしくは親御さん方に見られるんでしょうか。

長濱氏：ありがとうございます。短期入所を利用されている方が中心だとは思いますが、多くの方、そういった状態になっている家族の多くの場合、例えば学校を卒業した後、生活介護なり就労系の事業所を利用してみたいと、ところがそのリズムに合わなくて、子供が行きたがらなくなって辞めてしまった。家から出なくなってしまう、っていうような、最初は利用していたと。ただ今、まだ現役の学生さんのお子さんもいるんですけども、学校でうまく先生と対応できない、友達と対応できない。それでなかなかいなくなってしまっている、そういったような形から、家での生活が中心になっていくと。でも、親としては非常に精神的にも身体的にも厳しい。そうなったときには一時的に距離をとるための短期入所というふうなそういったことなものですから、積極的にまた新たに別なところを利用しようっていうふうには思わない方が、やっぱりいらっしゃるわけなんです。ただこちらとしては、その方の生活を広げていくという点で言うならば、短期だけで生活をしていてもおそらく生活は広がらないと思うわけですね。ですから色々、カンファレンスやケース会議なんかでそこを伝えていくんですけども、なかなかその一歩が踏み出せない。そういったケースがすごく多いわけなんです。ただそこが、2年3年4年って経ってく時に一歩踏み出せる方もいるんですけども、その年数が結構長いと。本当に先程も伝えたように短期だけで3年4年って過ごされる方がいるんですね。そのうち、最初は1泊2日とか2泊3日ぐらいの短期を月に1回2回3回ぐらいで利用していたのが、厳しくなってきたら5泊ぐらい、1週間ぐらい、中にはもう1ヵ月そのまま利用したいというふうな形になっていって、益々その福祉制度と繋げるのが難しい、そういったケースが多々みられていますので、まだまだ取り組まなければいけないことが非常に課題としてたくさんあると思っています。

松岡氏：はい、ありがとうございます。最初に論点としてお示しさせていただいた家族の役割・責任から“離れる”っていうところから、適切な距離へというところで、社会資源の問題にもなってくるかもしれないけれども、そういうふうな問題も抱えているっていうことがわかりました。このうえで考えてくると、“おける”・“はなれる”・“ゆだねる”・“共有する”というふうな最初にお伝えさせていただいたんですけども、次に、田中先生にお伺いしたいんですけども、家族のケアなり、ひきこもりの当事者の団体の事例から、ソーシャルワーカーもしくはご報告の中のピアの関係ですね。これによってある意味で家族構成だとかがですね、実親関係だけではなくて、様々な関係性のところで色々問題を抱えているなど思いました。このようなときに、関係性が重要ということで、ピアと斜めの関係性っていうのが、語られておりました。ピアと斜めの関係性の重要性が、もしかしたら家族のケアや役割、もしくはおける責任だとか、長濱先生が言われたように今後は、そういうふうな家族を支援する難しさのところの一つの解になる可能性があるのでは、このピアと斜めの関係性を少し具体的にお伺いしてもよろしいですか。

田中氏：はい。家族が、かなり実親子関係で苦しさを覚え、やはり悩んで家族会に来られる方が非常に多いです。そういった家族の人が、少しでも楽になっていくために、どういう関わり方が必要かを考えたときに、自分の子どもではないが、似たようなひきこもり体験を持

っている他人の子どもと関わることによって、改めて自分の子どもがこういうことを思っていて、こういうことを考えていたということをそこで気が付いていく。それをそれぞれの家庭に持ち帰って、関わり方が少しずつ変化していくことによって、家庭内の雰囲気が変わっていく、あるいは最初は家族会の親しか来ていなかったのが、本人が動き出して、当事者会のほうに来るようになったというようなケースもあるわけです。どうして実親子では上手くいかないのに、斜めの関係性でうまくいくのかっていうと、そこには他人だからという距離感があるわけです。どこか他人様であるという認識がお互いあるので、あんまり深く考えないで関われる部分っていうのが斜めの関係の中ではやはりあるのかというのを見ていて感じます。実親子では本当に上手くいっていないというお父さんやお母さんでも、他人の子どもとは楽しそうに喋っていたり、あるときは一緒に、今はコロナ禍でちょっとできないですけど、終わった後に居酒屋に行ったとか、そういう他人ですけれどそういう関係性をつくれる人もいたりするので、やはり実親子では体験できない斜めの関係だからこそ、できるものがあるのではないかと私は思っています。そのことによって少なからず家庭の雰囲気や環境っていうものが、今までとは違う空気がそこで生まれていくということがあるのであれば、そういう関係性の意味というものが、そこに見出されていくのではないかと考えています。

ただ、斜めの関係性が全て万能であるかという点、決してそうではなくて、やっぱりお父さんの中にはかなり社会的な地位を持っていて、バリバリと社会で揉まれて働いてきたようなお父さんがいます。そういうお父さんというのは、中々自分の歩んできた道がそういう道のりだったものですから、すぐに価値観を変えるということが、中々スムーズにいかなくて、そこで試行錯誤しているご家族の方もいるということは事実だと思います。ですからこれは歳を取れば取るほど自分の人生観というものがどこか反映されてしまうことがあるので、中々自分の性格や価値観、考え方を変えていくというのは、若い親世代とはまた違う高齢の親の一つの課題っていうものはあるのかと思っています。ですから私は親の会では、子どもをなんとかしようではなくて、親がまず楽になることですよということを、親の会の中では力点を置いているわけです。ですから、子どもを何とかしようとして来るのかもしれませんが、まずは親が楽になるということを第一に考えています。また、この居場所が安らぎの場だと言う親もいますから、ここに来ることが親にとって非常に楽になれること。日頃中々家庭内では言えないこともここでは話してもよいと思って自分を出せるような場になっているということがとても大事ではないかと思っています。

松岡氏：はい、ありがとうございました。ちょうどディスカッションパートの終わりの時間がきてしまっているのですが、少しお時間をいただいてですね、ここまでフロアから、少し質問をいただいておりますので、各シンポジストの方々に質問をさせていただきます。さらに、最後に藤原先生にコメントいただき、終了するという形にしたいと思います。

まず奥田先生へのご質問です。スライドの中に、当事者が自己変革を求められることなく、そのまま社会的ネットワークを再構築することを可能としているというお話がありましたが、その中で「当事者が自己変革を求められることなく」について具体的にどのような意味や内容を指しているのか、もう少し具体的に知りたいというような質問がきておりました。奥田先生この点いかがでしょうか。

奥田氏：はい。例えば今の最後に仰られた田中さんからの、親御さんがなかなか価値観を変えないというところですけども、そこもそれでいいんですよって、私たちはお父さんやお母さんに伝えてます。お父さんお母さんが、そんなにそんなに…やっぱり私たちも簡単に変われるとは思わないし、でもその価値観、積み上げてきた価値観は、とても大事なものですよねっていうことを、やはりその方達に伝えて、みんなで認めていくってところをする。でも、ただそういうふうにしても変わらないわけではないんですね。私たちは変われることをすごく求めすぎると、すごくその方達が辛くなるんですけど、その中で人間てやっぱり成長していくんだなあっていうのはすごく私は感じていて、お母さん…。そして誰もがやっぱり自分は成長しなきゃなとか変わらなきゃなって、私たち自身、人間自身が思ったときに一番変われるっていうのを私たちは知ってると思うんですけども、そういうきっかけを与える場所が、その当事者研究の研究の場かなと思っています。なので、それ変えなきゃいけないよね、その考え方違うよねっていうことを、極力言わない。なんですけども、あなたの生きてきたその道は本当に大事ですよっていうことは常に伝えているんですよ。なんだけどその中で、いろんな人の多様な声を聞いている中で「そうか。私は変わらなければいけないな」って気づいてくれることがすごくたくさんあるっていうことです。先程の私のひきこもりの支援もしてる中で、お母さんが二十歳の娘とは話せないけども、同じような二十歳ぐらいの人がその当事者研究の場において、そのお母さんがどうしてもその娘を働かせたいっていうことをずっと話していた時に、あるその二十歳の方が、お母さんはそうだよって言いながら、でもお母さんがそんなこと言ってきたら娘がずっと布団の中にいたいのはわかるみたいなことをずっと聞いてて、お母さんは他のお母さんもそうだっていうことで、わかってちょっと安心した部分と、やっぱり言われるってことは嫌なんだなっていうことは気づいて、ちょっとずつ変化していくみたいなことはあったと思います。

松岡氏：はい、ありがとうございます。双方とも、過去の価値観を問うというよりは、現在から未来の方に価値観を問うてくという意味で、質問者様のありました当事者の自己変革を求めることなくっていうところにある意味で解があるかなと思います。

次の質問にうつらせていただきます。最後の質問になろうかと思えますけれども、田中先生へのご質問です。「現在、コロナの中で、当事者の集まりや行事などへの参加自粛など余儀なくされているところもたくさんあると聞いている、今後コロナが続く中で行き場がない方への支援はどのようなことが考えられるでしょうか」というご質問です。いかがでしょうか。

田中氏：はい。もう既に私たちは今年度北海道と札幌市が共同声明で緊急事態宣言を発令したときに公共施設が使いなくなってしまいました。外出自粛ということで公設民営の居場所「よりどころ」の対面での活動を停止したという期間が2月の下旬から5月の末まで実はあったわけですが、その期間はzoomを活用したオンラインでの居場所をやったりしました。しかし、残念ながら北海道の場合、経済的事情等でパソコンを使える環境にある当事者ってというのは非常に限られておりまして、特に年齢の高い層、50代なんかはネット世代ではないわけです。私も50代ですけども、私はインターネットを始めたのは2000年に入ってからだったと記憶していますが、子どもの頃はスマートフォンや携帯もパソコンもありませんでしたので、使えない人がいるのは当然なことです。そういう人たちにどう対応するかということで、私たちは団体設立からやっている手紙によるピア・アウトリーチを活用

しています。手紙や絵はがきをただ受け取るだけという活動ですが、結構喜ばれているので、今後もさまざまな工夫をしながら関係性が途切れないようにしていく配慮を試みていくということがやはり大事ではないかと思っております。

松岡氏：はい、ありがとうございました。ご質問のお答えになったと思います。それではですね、藤原先生、短いディスカッションパートでしたけれども、いかがだったでしょうか。

藤原氏：今日のテーマ「ソーシャルワーカーが抱く家族像の二面性と葛藤」にもう一度立ち返ると、ソーシャルワーカーとしてそれぞれの現場で、「家族なんだからこういう支援は家族でやるべきだ」、あるいは、「家族でやるほうが上手くいく」、いやいやそうではなくて、「家族は離れていた方が、もはやお互いにとってよい関係ができる」という思いと、そこでの葛藤は伴うと思います。「そんなに家族責任を強く持たなくてよいですよ」「家族規範はさようならするべきですよ」と言っても、実際に支援する途中では、ここは、ちょっとお母さん頑張してほしいとか、こういう時は家族に見てほしいという思いを支援者が抱くことも想像します。今日、何度か出てきている、家族責任は離れて、降りて、共有して委ねるという、そのチャンネルがあるところまでは認識できると思いますけれども、私はさらにそこで、元々の家族メンバー同士の関係性の強弱とか結び付け方には固有性があるので、離れたとか、責任から一旦下りたとか、他者に委ねたという、その距離もそれぞれだと思っています。どうかすると、「離れたと言ってもこんなに密着している」とか、「家族責任を降りたのだから、お母さんあまりここに出てこないでください」と言ってしまうがちなんですが、その降り方とか、責任の持ち方、委ね方にも、家族の、あるいは個人の固有性があることも、私たちが重んじなければいけないことではというところを最後に感想として付け加えさせていただいて、コメントに代えたいと思います。どうもありがとうございました。

松岡氏：ありがとうございました。では時間が過ぎてしまっておりますが、ディスカッションパートの簡単なまとめをさせていただいて終わりたいと思います。

まず、3つの報告のコメントをいただきまして、最初に提示させていただいた家族の役割、責任から“おりる”、“はなれる”、“ゆだねる”、“共有する”っていうところですね。こういうところが3つの報告の底流に流れていたのではないかということ。藤原先生の最後のコメントでありましたように、ここでの距離だとか、空間の取り方とかですね、そういうものをどのようにしていくかということが、今後の課題になろうかと思います。長濱先生のご報告にもありましたように、親子間の距離、距離間という適切な距離をどう考えるかっていうところにも、繋がってくるかなと思います。

もう一つはですね、これは、今後の論点にもなろうかと思いますが、御三方のシンポジウムのご報告で流れていた、そしてテーマであるソーシャルワーカーということを考えると、この家族を含めて、どこが当事者になるのかということはあるかと思いますが、家族含めて考えた場合に、ソーシャルワーカーとしてどのように支援するか、支えていくかっていうふうに考えた場合に、もしかしたらピアな関係だとかを重視したり当事者の関係を重視したりっていうことを相談援助関係に織り込んでいくところが非常に重要になってきょうかなと思います。ある意味でネットワークとかですね。社会的なネットワークだとか、田中先生、奥田先生のご報告でありましたように、地域や世間を射程に据えられて、どういうふうに関係構築をしていくかっていうところに繋がってくるかと思います。この点は今回、実践事例を、ソーシャルワーカーの実践事例と言う観点から、論点を引き出せた

っていう点では非常に意義深いものだと思っております。社会学的に地域分析によって見出しているわけではなく、援助関係論の中から見出したってところが非常に意義深い論点だったかなと思っております。

以上にシンポジウムのまとめをさせていただきます。たくさんの論点が報告も含めて出てきました。是非ですね、今後もこのような形で皆様とこのような議論の場を共有していきたいなと思っております。

拙い進行で大変申し訳ありませんでした。ここでシンポジウムを終わりたいと思います。3名のシンポジストの先生、コメンテーターの藤原先生、どうもありがとうございました。フロアの方々も時間超過して、申し訳ございませんでした。拙い進行をお詫びいたします。

この後、閉会の挨拶に入らせていただきます。閉会の挨拶を北海道社会福祉学会の研究担当理事の中田雅美よりご挨拶いただきます。では、よろしくお願いいたします。

中田雅美氏（北海道医療大学）：はい、中田です。どうも皆様お疲れ様でございました。もう北海道社会福祉学会シンポジウムの時間はですね、超過しているので、一言だけ。私もですね、このお話をずっとこの2時間以上ですね、聞き続けて、たくさんのことを頭をぐるぐるぐるぐると動かしてお話を伺っておりました。きっと、フロアの皆さんというか参加してくださっている皆さんもそうではないかと思います。ですので、このシンポジウム参加した、ということで終わるのはもったいないということで、是非ですね、この後もシンポジウムを材料に、研究会を続けていただければと、研究活動委員としては思っておりますので、ご希望の方はお問い合わせ先になっていた中田のメールアドレスでも構いませんし、ちょっとこの後まだまだ議論がしたいわという方がいらっしゃいましたらですね、私たちもそれに続けてやっていきたいと思っておりますので、チャットにも送らせていただきますけれども、メールいただいてですね、この議論をまたさらに広げて深めていきたいなと思っております。この度は本当に長時間になりましたが、シンポジストの皆様、コメンテーターの皆様、ご参加いただいた皆様、進行いただいた松岡先生、本当にありがとうございました。以上になります。

松岡氏：ありがとうございました。それでは、北海道社会福祉学会のシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。3名の先生方、コメンテーターの先生、お忙しい中、大変ありがとうございました。ご参加の皆様も誠にありがとうございました。

機関誌「北海道社会福祉研究」編集規程

1. (名称) 本誌は、北海道社会福祉学会の機関誌『北海道社会福祉研究』と称する。
2. (目的) 本誌は、原則として本会会員の社会福祉研究の発表にあてる。
3. (発行) 本誌は、原則として1年に1号を発行するものとする。
4. (投稿規程) 原稿の投稿は、所定の規程に従う。
5. (編集) 本誌の編集は、編集委員会が行う。編集委員は、理事会において選出する。
6. (掲載) 原稿の掲載は、審査結果に基づき編集委員会が決定する。
7. (事務局) 編集委員会事務局は編集委員会委員長の所属機関におく。
8. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。

機関誌「北海道社会福祉研究」投稿規程

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題は、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。日本社会福祉学会研究倫理指針「F 二重投稿・多重投稿」を参照し、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上、下」「1報、2報」「Ⅰ、Ⅱ」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、3月、7月、11月末日の年3回とする。
6. 印刷した原稿およびUSBメモリあるいはCD-R等の提出媒体を、北海道社会福祉学会機関誌編集委員会事務局宛てに送付する。
7. 投稿論文掲載の可否は、一般社団法人日本社会福祉学会「社会福祉学」における「投稿受領から掲載までのフローチャート」に準じる審査の上、編集委員会が決定する。
8. 投稿された原稿は2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿論文の審査結果に不満がある場合には、文書にて編集委員会に申し立てることができる。また、編集委員会の対応に不服がある場合には、北海道社会福祉学会理事会に不服を申し立てることができる。
10. 研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
11. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。
12. なお採用された投稿論文は電子化のうえ北海道社会福祉学会HPへWEB登録される。また、J-STAGEでの閲覧が可能となる。その著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
13. 本規程の改廃は、編集委員会で検討し、理事会の承認を経て行う。

(附則)

1. 本規程は、2009 年 02 月 28 日より施行する。
2. 本規程は、2013 年 04 月 01 日より施行する。
3. 本規程は、2017 年 04 月 01 日より施行する。
4. 本規程は、2020 年 12 月 10 日より施行する。

機関誌「北海道社会福祉研究」執筆要領

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 本誌には、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、研究動向、書評などの欄を設けるが、原則として研究動向及び書評以外は本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。もし同じデータ、事例、資料等に基づいて投稿者が執筆した別の論文、報告書等（共同執筆を含む）があれば、投稿時に添付すること。また、投稿原稿は、1 回ごとに独立・完結したものとして扱い査読を行うので、表題に「上、下」「1 報、2 報」「Ⅰ、Ⅱ」等をつけない。
4. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて 2 万字（400 字詰原稿用紙換算で 50 枚）以内とし、図表は 1 点につき 600 字換算とし、図表込みで 2 万字以内を厳守すること。ただし 1 頁全体を使用する図表については 1600 字換算とする。
5. 投稿の締切りは、3 月、7 月、11 月末とし、末日消印有効とする。
6. 投稿論文掲載の可否は、編集委員会による審査の上、投稿者に結果が通知される。
7. 投稿する原稿の執筆にあたって
 - ・原則としてワープロまたはパソコンで作成し、縦置 A4 版用紙に横書きで、1600 字（40 字×40 行）で印字した原稿 2 部と CD-R を提出する。
 - ・投稿に際しては、印字した原稿に 2 枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しないこと。
 - ・表紙の 1 枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先（住所または電子メールアドレス）も掲載するが、希望しない場合はその旨明記すること。また、原稿の種類は①論文、②調査報告、③実践報告、④資料解題、⑤書評から選択する。
 - ・表紙の 2 枚目には、和文抄録（400 字以内）とキーワード（5 語以内）を記載する（無記名）
 - ・掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。
- ① 本文・注・引用文献は、ワードかテキスト形式で保存したファイル（添付ファイル送付可）および縦置き A4 版用紙に編集委員会の指定による様式（40 行×23 字の

2 段組み)、タイトルはゴシック 16 ポイント、著者名は 12 ポイント、本文は 10.5 ポイント明朝で印字した原稿を 1 部提出する。

②図表は、本文とは別に 1 葉ごとに A 4 版にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別な作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。

8. 原稿および記録媒体等は、北海道社会福祉学会編集委員会事務局に送付する。

9. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定〔引用法〕」によるものとする。

10. 投稿原稿に利用したデータや事例について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。

11. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の標記の際には、本人の著であっても「著者」「拙稿」とはせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛てにこれを行う。

12. 国内外の研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。

13. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。

(附則)

1. 本要領は、2017 年 4 月 1 日より施行する。

北海道社会福祉研究 第 42 号

発行日 2022 年 3 月 31 日

編 集 日本社会福祉学会北海道地域ブロック／北海道社会福祉学会機関紙編集委員会

発行者 大友 芳恵（会長）

発行所 日本社会福祉学会北海道地域ブロック／北海道社会福祉学会

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757

北海道医療大学看護福祉学部 近藤 尚也 研究室

TEL 0133-23-1211（代表）
